

文部科学省
インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和3年3月

文部科学省

文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）
目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	2
1. 対象施設	
2. 計画期間	
III. 目指すべき姿	4
IV IV. 対象施設の現状と課題	5
§ 1. 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）	5
1. 老朽化の状況	
2. 各設置者における維持管理の現状と課題	
(1) 点検・診断の実施状況	
(2) 対策の実施状況	
(3) 老朽施設の計画的な老朽化対策の必要性	
3. 少子化、人口減少の進行	
4. 個別施設計画の策定に関する実態調査の結果	
§ 2. 国立大学法人等施設	11
2	
1. 老朽化の状況	
2. 各設置者における維持管理の現状と課題	
(1) 点検・診断の実施状況	
(2) 対策の実施状況	
(←3) 老朽施設の計画的な老朽化対策の必要性	
§ 3. 独立行政法人施設	17
16	
1. 老朽化の状況	
2. 各設置者における維持管理の現状と課題	
(1) 点検・診断の実施状況	
(2) 対策の実施状況	
(3) 老朽施設の計画的な老朽化対策の必要性	
§ 4. 文部科学省管理施設	18
18	

1. 老朽化の状況
2. 維持管理の現状と課題
 - (1) 点検・診断の実施状況
 - (2) 対策の実施状況
 - (3) 老朽施設の計画的な老朽化対策の必要性

V. 前計画策定時からの環境の変化 19

VI-V. 必要施策に係る取組の方向性 2
~~0-1-9~~

§ 1. 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設） 21
~~1-9~~

1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の推進取組への支援
 - (1) メンテナンスサイクルの着実な実施点検・診断の着実な実施
 - (2) 予防保全型の老朽化対策への転換個別施設計画の策定
 - (3) 個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し
 - (4) 公的ストックの最適化
 - (5) 維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援対策の着実な

実施

~~(4) 予算管理~~

2. メンテナンスサイクル構築の円滑な実施に向けた環境整備
 - (1) 指針・手引の策定
 - (2) 体制の構築
 - (3) 情報基盤の整備及び活用

§ 2. 国立大学法人等施設 26
~~3~~

1. メンテナンスサイクル構築の推進
 - (1) メンテナンスサイクルの着実な実施
 - (2) 予防保全型の老朽化対策への転換
 - (3) 個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し
 - (4) 公的ストックの最適化
 - (5) 維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援

~~1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援~~

- ~~(1) 点検・診断の着実な実施~~
~~(2) 個別施設計画の策定~~
~~(3) 対策の着実な実施~~
~~(4) 予算管理~~

2-2. メンテナンスサイクル構築の円滑な実施に向けた環境整備

- (1) 指針・手引の策定
- (2) 体制の構築
- (3) 情報基盤の整備及び活用

§ 3. 独立行政法人施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
~~26~~

- 1. ~~各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の推進取組への支援~~
 - (1) ~~メンテナンスサイクルの着実な実施~~
 - (2) ~~予防保全型の老朽化対策への転換~~
 - (3) ~~個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し~~
 - (4) ~~維持管理を含めたPPP／PFIなどの官民連携手法の導入支援~~
 - ~~-(1) 点検・診断の着実な実施~~
 - ~~-(2) 個別施設計画の策定~~
 - ~~-(3) 対策の着実な実施~~
 - ~~-(4) 予算管理~~

§ 4. 文部科学省管理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
~~27~~

- 1. ~~各設置者における文部科学省におけるメンテナンスサイクル構築の取組への支援~~
 - (1) ~~メンテナンスサイクルの着実な実施~~
 - (2) ~~予防保全型の老朽化対策への転換~~
 - (3) ~~個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し~~
 - (4) ~~維持管理を含めたPPP／PFIなどの官民連携手法の導入~~
 - ~~-(1) 点検・診断の着実な実施~~
 - ~~-(2) 個別施設計画の策定~~
 - ~~-(3) 対策の着実な実施~~
 - ~~-(4) 予算管理~~

§ 5. 新技術の開発・導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
~~28~~

- (1) 新技術の開発
- (2) 新技術の導入

VII.VI. 中長期的なコストの見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
~~229~~

VIII.VI. フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
~~229~~

I. はじめに

文部科学省は、学校施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等）、独立行政法人が管理する施設、文部科学省庁舎等、多数の国民が利用する多種多様な施設等を所管又は管理している。

これらの施設は、国民の社会活動を支える重要な基盤の一角を形成するものであるが、その多くは第2次ベビーブーム世代に対応するために整備され、例えば公立小中学校施設では、建築後25年以上を経過した施設が約8割経過し改修を要する施設が約7割を占めるなど、老朽化が進行している。現下の厳しい財政状況の中、各設置者がこれらの施設を全て従来の改築の手法で対応していくことは困難であることから、点検により劣化、損傷等の老朽化の状況を的確に把握した上で、優先順位付けや予算の平準化、トータルコストの縮減等を加味した計画を策定し、同計画に基づき効果的・効率的に長寿命化を図ることにより、良好な状態の維持や安全性の確保に努めていく必要がある。

このため、文部科学省では、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下「基本計画」という。）に基づき、文部科学省が所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定した。この行動計画では、所有又は管理する施設について、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえ、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定し、当該計画に基づいて対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築することを目指している。文部科学省では、所管する施設の各設置者に対し、基本計画や行動計画等を踏まえ、当該施設の維持管理、長寿命化等に適切に取り組むよう依頼するなど、インフラの戦略的な維持管理等を推進してきたところである。

これまでの行動計画は、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途をつけることとされた令和2年度までを対象としているところであり、今般、これまでの取組の進捗状況や情報・知見の蓄積状況等を踏まえ、計画の更新を行った。これまで、~~文部科学省においては、公立学校施設について、「長寿命化改良事業」を創設し、各設置者による長寿命化の取組を支援するとともに、国立大学法人等施設について、「国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づいた計画的な施設整備を図るなど、老朽化対策推進に資する様々な施策に取り組んできたところである。他方、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、政府全体の取組として、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が、~~

~~平成25年11月に策定された（インフラ老朽化対策の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）。~~

~~このため、文部科学省としては、基本計画を踏まえ、文部科学省が所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、ここに「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「本行動計画」という。）を策定し、これにより、所管又は管理施設の長寿命化に向けた各設置者における取組を一層推進~~

~~これまでの行動計画で掲げた目指すべき姿の基本的考え方を継承しつつ、これまで、文部科学省においては、公立学校施設について、「長寿命化改良事業」を創設し、各設置者による長寿命化の取組を支援するとともに、国立大学法人等施設について、「国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づいた計画的な施設整備を図るなど、老朽化対策推進に資する様々な施策に取り組んできたところである。政府全体におけるインフラ長寿命化に係る取組やこれまでの文部科学省の取組、また、対象施設の現状と課題等を踏まえて、今後5年間を対象とした取組の方向性を示し、各設置者のインフラ長寿命化対策のさらなる取組を推進していくものであるとするものである。~~

Ⅱ. 計画の範囲

1. 対象施設

- 文部科学省が所管又は管理する施設には、国公私立の学校施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等）の社会教育施設、独立行政法人が管理する施設、文部科学省庁舎等があり、それらの設置形態、用途及び規模は多種多様であるが、本行動計画においては、基本計画を踏まえ、国民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な公財政支出の低減を図る観点から、維持管理等に係る公財政支出があり、多数の国民を受け入れることを目的とした以下の施設を対象とする。

〈学校施設〉

- ・公立学校施設及び国立大学法人等施設

〈社会教育施設〉

- ・地方公共団体が設置する公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、体育施設、文化会館等）等全般

〈独立行政法人〉

- ・多数の国民を受け入れることを目的とした施設を所有し、法人の主たる業務を実施するために当該施設を運営する独立行政法人（以下本行動計画において「施設運営型法人」という。具体的な法人名は、図表1参照）

〈文部科学省庁舎等〉

- ・庁舎等

- なお、私立学校及び施設運営型法人以外の独立行政法人については、上記対象に準じ、文部科学省より本行動計画を参考配布し、基本計画及び本行動計画の趣旨を踏まえた自主的な取組を促す。

2. 計画期間

- ~~基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目処を付けることとされた~~令和3年度～令和7平成32年度（2021年度～2025年度）までを対象期間とする。なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改定する。

【図表 1 施設運営型法人の内訳】

- ・国立特別支援教育総合研究所
- ・国立青少年教育振興機構
- ・国立女性教育会館
- ・国立科学博物館
- ・国立美術館
- ・国立文化財機構
- ・教職員支援機構員研修センター
- ・科学技術振興機構（日本科学未来館）¹
- ・日本スポーツ振興センター
- ・日本芸術文化振興会
- ・日本学生支援機構

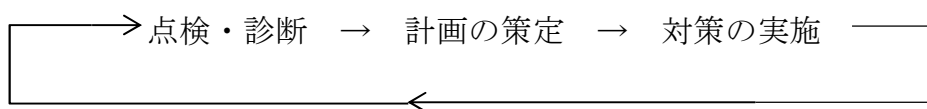
¹科学技術振興機構については、法人としては対象外であるものの、科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進するため、日本科学未来館を運営して多数の国民を受け入れていることから、当該施設を対象とする。



Ⅲ. 目指すべき姿

- 本行動計画の対象施設は、後述するように今後急速な老朽化が予想される中、安全性の確保とともに公共施設に求められる機能の確保も求められるが、そのためには、各設置者において、定期的に点検・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて日常的な修繕や大規模な改修等（以下「修繕・改修等」という。）の対策を実施していくという「メンテナンスサイクル」を構築する必要がある。

(メンテナンスサイクル)



- その際、現下の厳しい財政状況の中でも、対象施設のメンテナンスサイクルを着実に運用していくためには、これまでの改築中心から長寿命化への転換、さらに事後保全から予防保全への転換により中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、行動計画・個別施設計画の策定を通じ、予算の平準化に努めることも重要である。

また、~~その際~~、利用実態等の実情や今後の需要等を踏まえ、既存施設の効果的、効率的なストック管理を行うことにも留意すべきである。

- 文部科学省としては、引き続き、対象施設の設置者がメンテナンスサイクルを構築し、着実に運用できるよう、必要な技術的助言や支援を行い、各設置者における対象施設の長寿命化の取組を一層促進していく。

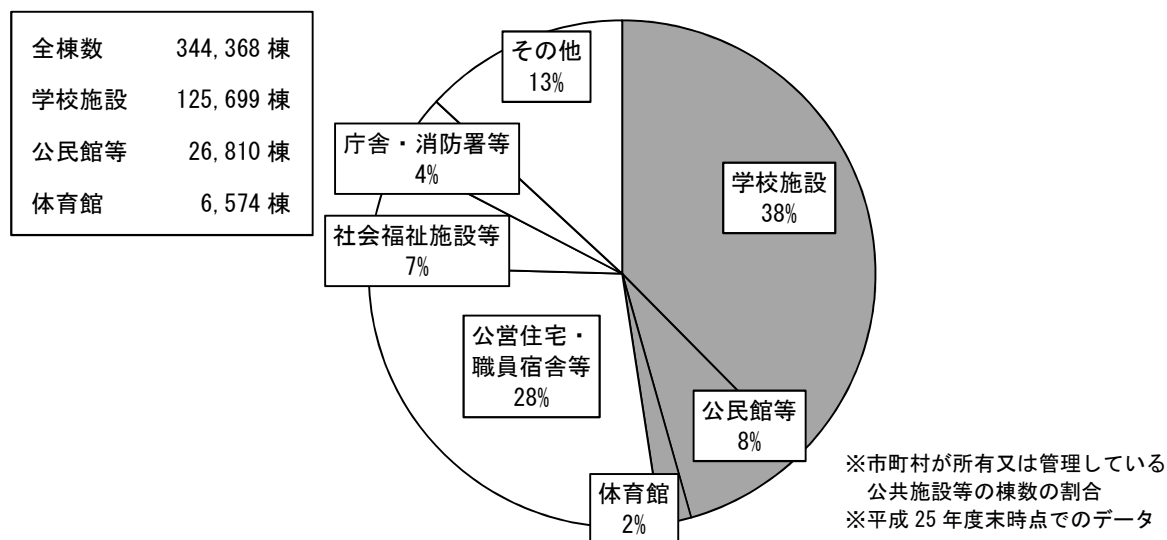
IV. 対象施設の現状と課題

§ 1. 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）

1. 老朽化の状況

- 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）は、市町村が所有又は管理する公共建築物において約5割を占める（棟数ベース）²など、国民の社会活動を支える重要な基盤の一角を形成しているが、第2次ベビーブーム世代に対応するために整備されたものが多いことから、老朽化が進行している。

【図表2：公共建築物における文教施設の割合】



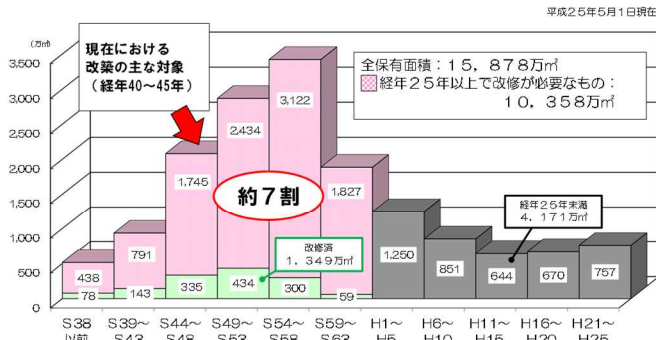
（出典）「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（平成27年2月 消防庁）に基づき作成

- 例えば、公立小中学校施設は全国に約3万校あり、その保有面積ストックは非木造施設に限っても15,719,878万㎡に及ぶが、その約87割に当たる12,349,103,580万㎡が建築後25年以上経過した改修を要する建物であり、更なる老朽化の進行と整備需要の増大が懸念される改修済み¹の施設は1,349万㎡（全体の約1割）に留まっていることから、今後、急速な老朽化と整備需要の急増が予想される。（図表2-3参照。）

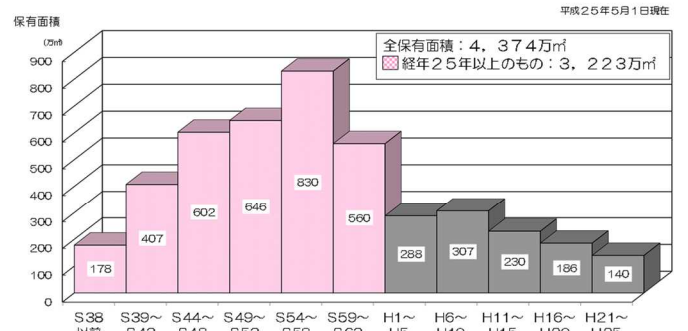
² 「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（平成27年2月 消防庁）に基づく。

【図表 2-3：公立学校施設の経年別保有面積】

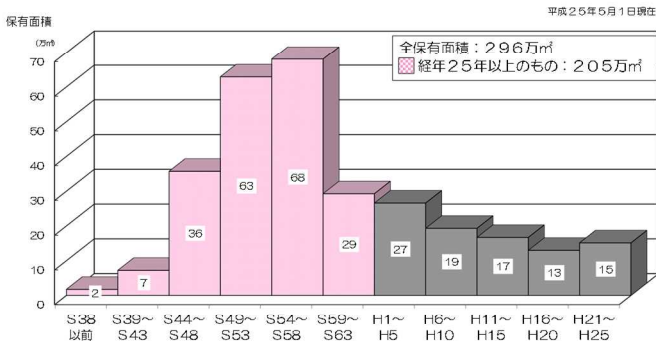
公立小中学校の経年別保有面積＜全国＞



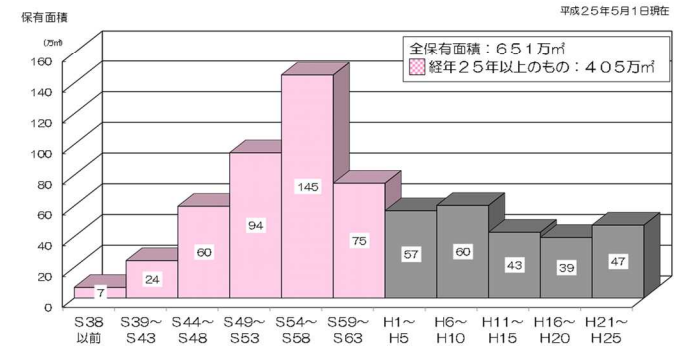
公立高等学校の経年別保有面積＜全国＞



公立幼稚園の経年別保有面積＜全国＞

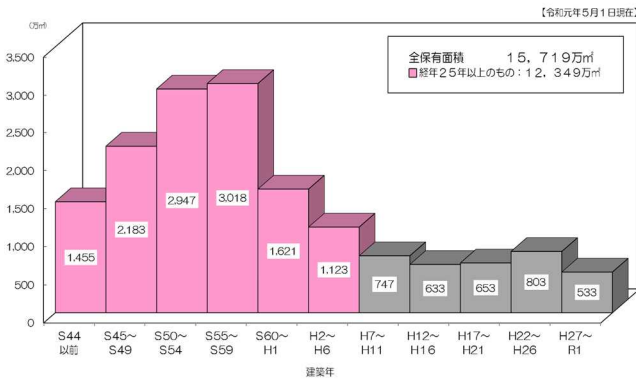


公立特別支援学校の経年別保有面積＜全国＞



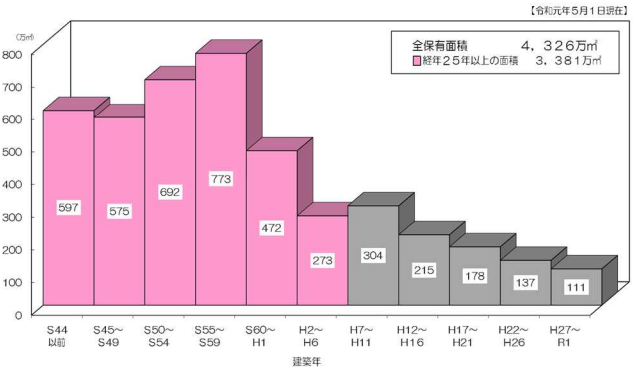
公立小中学校の経年別保有面積＜全国＞

※「公立学校施設実態調査 令和元年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上



公立高等学校の経年別保有面積＜全国＞

※「公立学校施設実態調査 令和元年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上



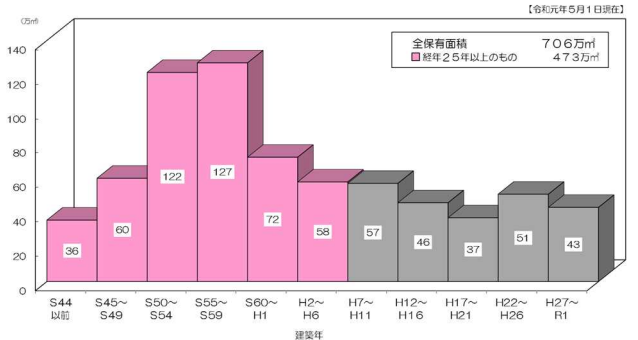
公立幼稚園の経年別保有面積＜全国＞

※「公立学校施設実態調査 令和元年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上



公立特別支援学校の経年別保有面積＜全国＞

※「公立学校施設実態調査 令和元年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建築物を計上



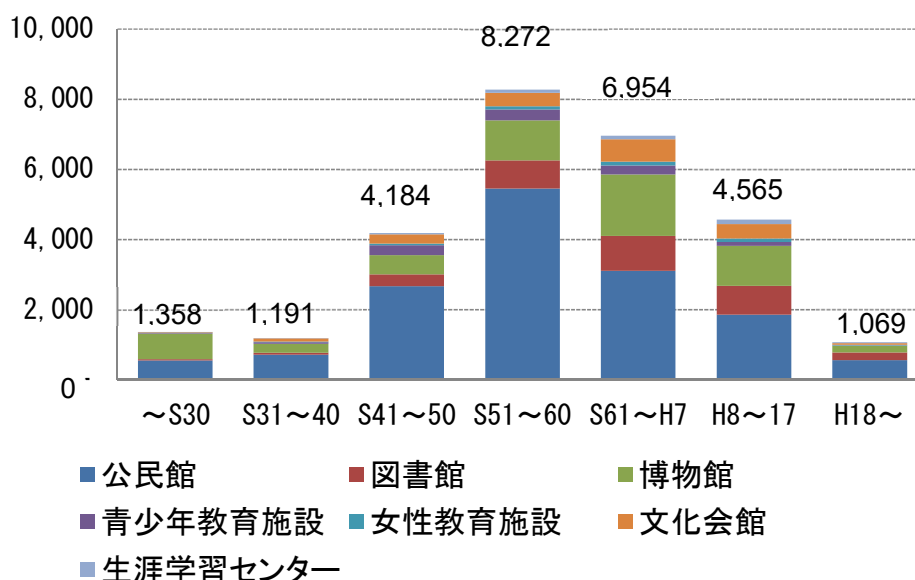
（出典）公立学校施設実態調査（令和元平成25年度）に基づき作成

○ ~~平成28年度に文部科学省が各教育委員会施設主管課を対象に行った公立小中学校施設の老朽化状況調査によれば、外壁のモルタルやタイル、窓の脱落等、構造体の耐震性を確保しただけでは防ぐことができない安全面での不具合が約3万件（1校に1件程度の割合）生じるなど、早急な対策が課題である。平成24年度に文部科学省が各市町村教育委員会施設主管課長を対象に行ったアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）によれば、平成23年度に、外壁のモルタルやタイル、窓の脱落等、構造体の耐震性を確保しただけでは防ぐことができない安全面での不具合が約1万4千件（2校に1件程度の割合）、雨漏りや設備機器・配管の破損等により、学校での活動に支障を来す等、機能面での不具合が約3万件（1校に1件程度の割合）生じるなど、対策が急務となっている。³~~

○

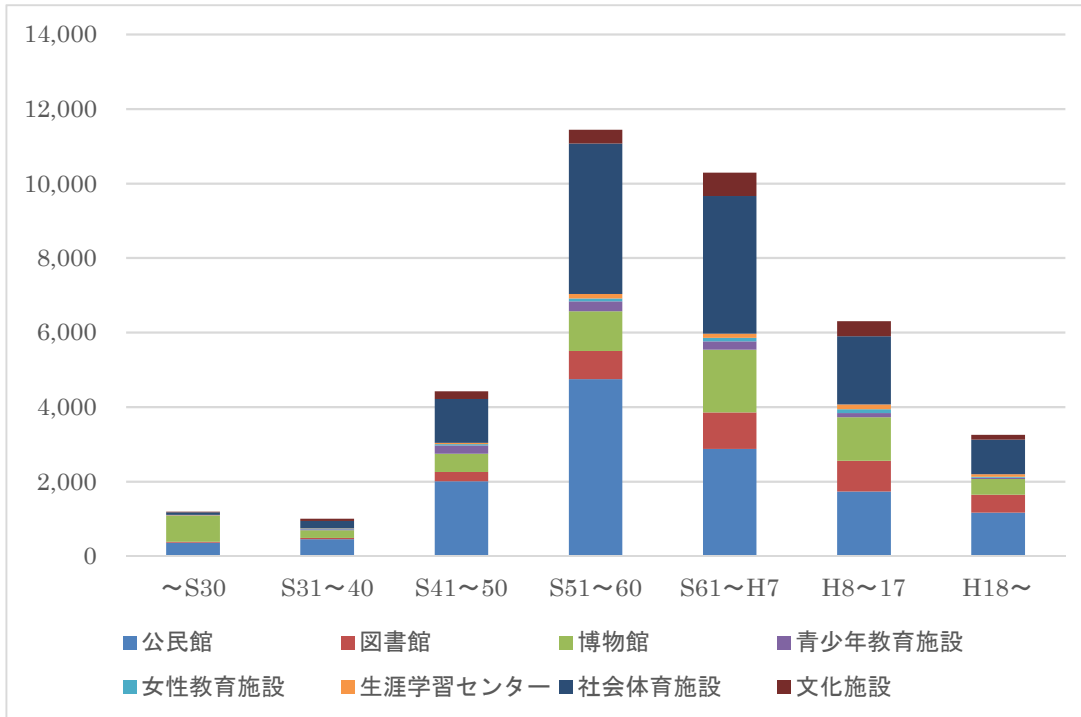
○ ~~また、また、公立社会教育施設についても、約32万88千棟のうち、約5割の約1万85千棟が昭和60年度以前に建設されるなど、今後、急速な老朽化と整備需要の急増が課題である予想される。~~（図表3-4参照。）

【図表3-4：公立社会教育施設の経年別施設数】



³ 「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進」（平成25年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告書）P109参照。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1331925.htm



(出典) 社会教育調査（平成30-2-3年度）等に基づき作成

~~○ なお、対象施設の中には、全国ベースでの老朽化等の状況把握が不十分な施設もあるため、それらについては、今後、各設置者における個別施設計画の策定を通じて、老朽化等の状況把握に努める必要がある。~~

2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

~~○ 公立文教施設の各設置者が、所有又は管理する施設（以下「管理施設」という。）の長寿命化を着実に進めていくためには、その基礎情報となる老朽化の状況を、管理施設を定期的に点検・診断することにより正確に把握することが重要である。~~

○ 建築物の維持管理（点検を含む）については、建築基準法第8条において、全ての建

~~建築物の所有者等による建築物の維持管理の努力義務が規定されているとともに、同法第12条及び関連政省令・告示等において、定期点検等が義務付けられる建築物の用途や規模等が規定されるとともに、同法第8条第1項において、全ての建築物の所有者等による建築物の維持管理の努力義務が規定されている。（同同法第12条及び関連政省令・告示等により規定される損傷、腐食その他の劣化の状況の点検について、以下「12条点検」という。）~~

このため、文部科学省では、12条点検の実施義務が無い建築物の設置者に対しても、有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。

平成29年2月時点で、12条点検の実施が義務付けられている公立学校施設については、全ての学校施設において12条点検を実施済み又は実施予定となる一方、実施義務がない公立学校施設について、法定点検と同程度の専門的な点検を実施する見込みがない学校は約6割⁴となるなど、維持管理の徹底が課題である。

~~○12条点検の実施が義務付けられている公立文教施設については、国土交通省の調査によれば、図表5のとおり、必ずしも全ての施設において12条点検が実施されていないことから、その実施率の向上が課題である。~~

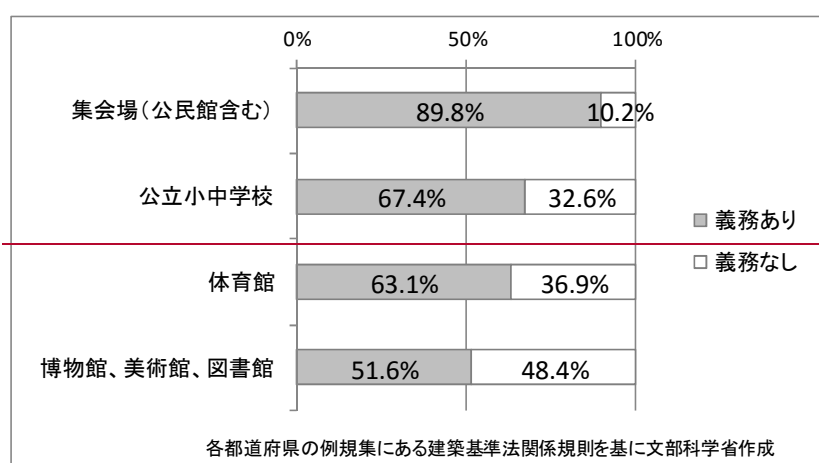
~~【図表5：建築基準法第12条第1項に基づき建築物の所有者が行う、定期調査結果の特定行政庁への報告率（平成25年度）】~~

~~（出典）国土交通省の資料に基づき作成~~

⁴ 出典：「国公立学校施設における維持管理点検状況調査の結果及び維持管理の徹底について（通知）」（平成29年2月21日付 文教施設企画部長通知）

○ ~~また、12条点検の実施が義務付けられる建築物は、当該建築物の所在区域を所管する特定行政庁²が指定したもの等に限られることから、例えば公立小中学校については、図表6のとおり、約3割の市町村において12条点検の実施が義務付けられていないなど、長寿命化を推進していく上での前提となる点検・診断の義務付けの状況に地域差が生じているのも課題である。~~

~~【図表6：特定行政庁の指定等の結果、学校等について12条点検の実施が義務づけられている市町村の割合】~~



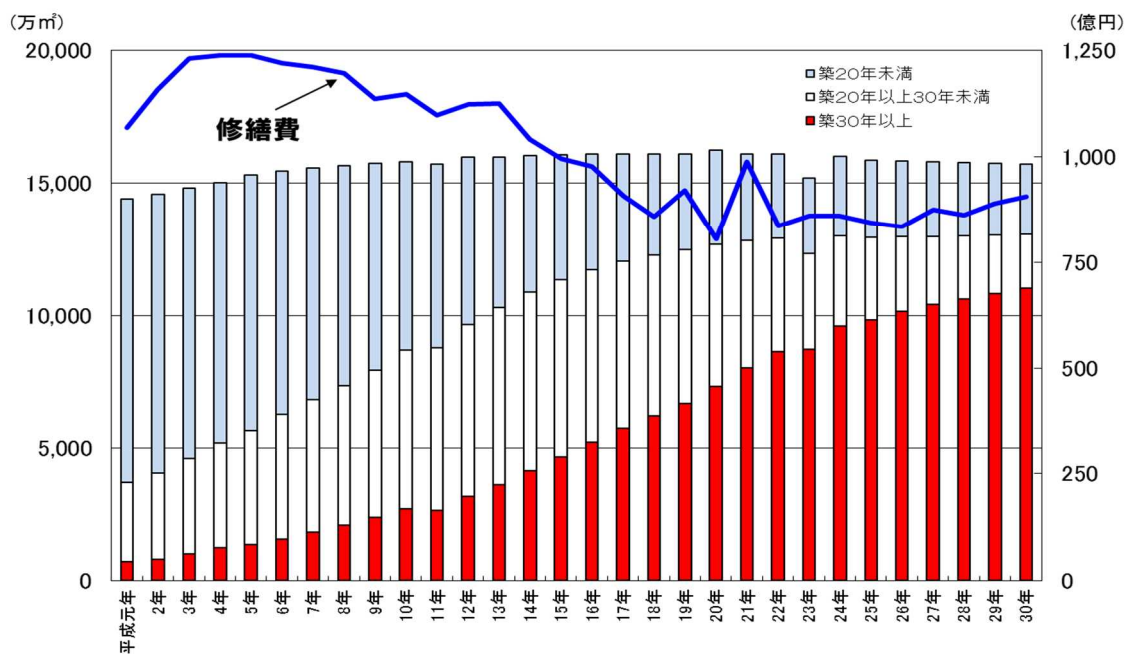
○ ~~さらに、公立文教施設については、上記の老朽化の状況把握だけでなく、多様化する教育内容・方法等のソフト施策への施設の対応状況や、バリアフリー、省エネ等の公共建築物として求められる現代的な性能への対応状況等についても、改修等の機会を捉えて適時確認し、適切に機能向上を図っていくことも必要である。~~

(2) 対策の実施状況

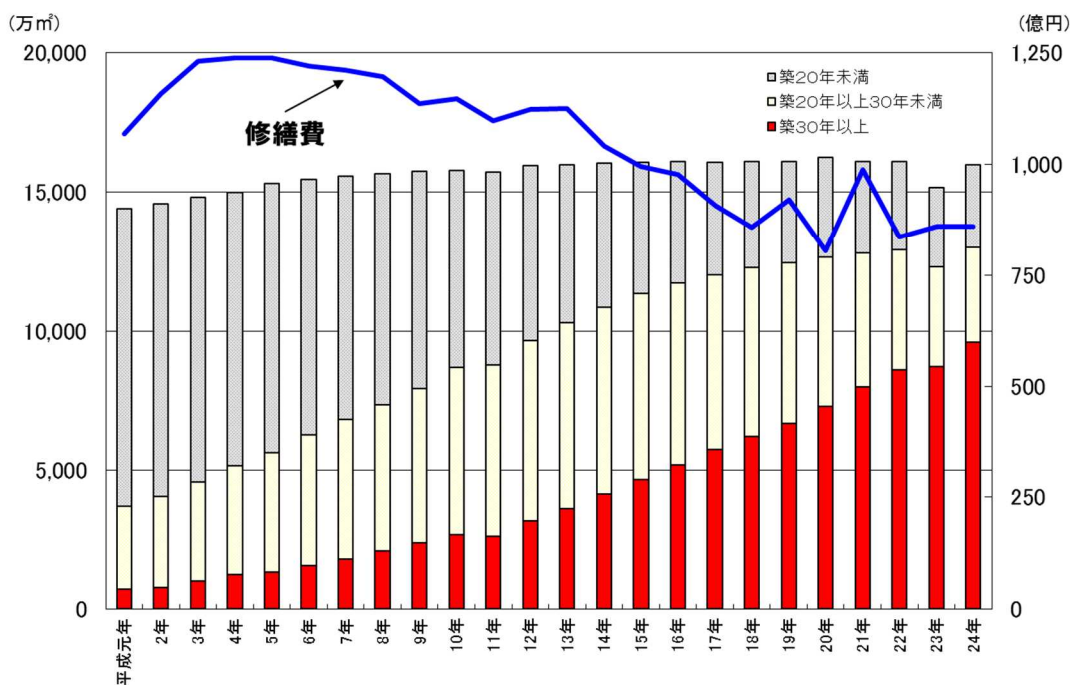
○ 公立文教施設の各設置者は、点検・診断の結果を踏まえ、状況に応じ、日常的な修繕・改修や大規模な改修等の対策を行っていく必要があるが、~~る。~~

○ ~~しかしながら、例えば、公立小中学校施設における築30年以上の老朽施設の面積は、この30年間で約1.60倍に増加し、上記1. で述べたように安全面や機能面で不具合が多発しているにもかかわらず、地方教育費調査によれば、全国ベースでの修繕費の総計はこの30年間のピーク時と比較し、7割程度に減少しており傾向にあるなど、公立文教施設における対策が十分には行われていないおそれがある。(図表4-7参照。)~~

【図表 4-7：公立小中学校の経年別保有面積と修繕費の推移】



※平成23年の保有面積は、岩手県、宮城県、福島県を除く



※平成23年の保有面積は、岩手県、宮城県、福島県を除く

（出典）公立学校施設実態調査及び地方教育費調査（令和元平成2-5年度）に基づき作成

(3) 老朽施設の計画的な老朽化対策の必要性

- 公立文教施設は、今後急速に老朽化し、修繕・改修等の対策に係る需要が一時期に集中してしまうおそれがあるため、現下の厳しい財政状況の中、公立文教施設の長寿命化を着実に進めていくためには、各地方公共団体としての行動計画である「公共施設等総合管理計画」⁵も踏まえ、~~適切な施設区分毎に公立学校施設、公立社会教育施設等の適切な施設区分毎に~~個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減に努めつつ予算の平準化を図っていくことが課題で必要がある。

- また、公立文教施設の各設置者が、メンテナンスサイクルを構築し、管理施設の長寿命化を適切に進めていくためには、点検・診断結果の評価や、個別施設計画における優先順位付けに際し、技術的知見に基づく対応が必要となる。しかし、市町村教育委員会事務局の本務職員のうち、技術職員の割合は5%であり⁶（平成29年5月時点）、4分の3程度の市町村教育委員会が点検及び修繕に当たって技術職員の不足を感じる⁷（令和元年度）など文教施設の長寿命化を進めるに当たっては、各設置者における体制が課題である。

- また、~~その際、~~公立文教施設には、点検・診断結果に基づく対策だけでなく、耐震化等の安全対策、一人一台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びを実現する教育環境を整えていくことが求められる。このためには、少人数学習やグループ学習等に柔軟に対応できる教育環境や大容量通信に耐えうるネットワーク環境の整備、新しい生活様式を踏まえて健やかに学習できる衛生環境の整備、障害の有無に関わらず、誰もが安心して学べるバリアフリー環境の整備など、学校環境の改善を進めていくことが課題である。さらに、~~多様化する教育内容・方法等への対応、防災機能の強化やバリアフリー化・省エネ化等エコ化等の公共建築物としての機能向上等も必要であり求められる、ことから、個別施設計画の立案に当たっては、これらの整備需要も盛り込み、優先順位を設定し、域内の施設全体の長寿命化が効果的・効率的に実施できる計画としていくことが課題である。する必要があるが、~~
~~様々な整備需要に対してどのように全体の所要額を見込み、どのように優先順位を付け、どのように計画を立案していけばいいか、設置者に必ずしも十分なノウハウがないことが課題である。~~

⁵ <https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>参照。

⁶ 平成29年度教育行政調査（平成29年5月1日現在）

⁷ 令和元年度全国公立学校建築技術協議会全国幹事会の協力により実施したアンケート結果（令和元年度）

3. 少子化、人口減少の進行

- 我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成20（2008）年をピークに総人口が減少に転じ、15歳から64歳の生産年齢人口は平成29（2017）年の7,596万人（総人口に占める割合は60.0%）が令和22（2040）年には5,978万人（53.9%）と減少することが推計されている。~~少子化の進行により、公立小中学校の児童生徒数は、第2次ベビーブーム世代のピークに比し、平成25年度には約4割減少している一方、小中学校数は、小学校は約2割、中学校は約1割の減少に留まり、標準規模（12～18学級）に満たない小規模校が約半数になっている。~~（図表5-8及び6-9参照。）

- また、公立小中学校に目を向けると、令和元（2019）年度を起点とした過去10年間の状況では、学校数が10%（3,215校）減少するとともに、児童生徒数も10.2%（1,044,674人）減少し、一市町村一小学校一中学校等という市町村が233団体（13.3%）となり、学校教育の維持が困難となる可能性も高まっている。その一方で、同期間において、交通網の整備などによる住宅開発等に伴い、児童生徒数の急激な増加が課題となっている地域も存在する。

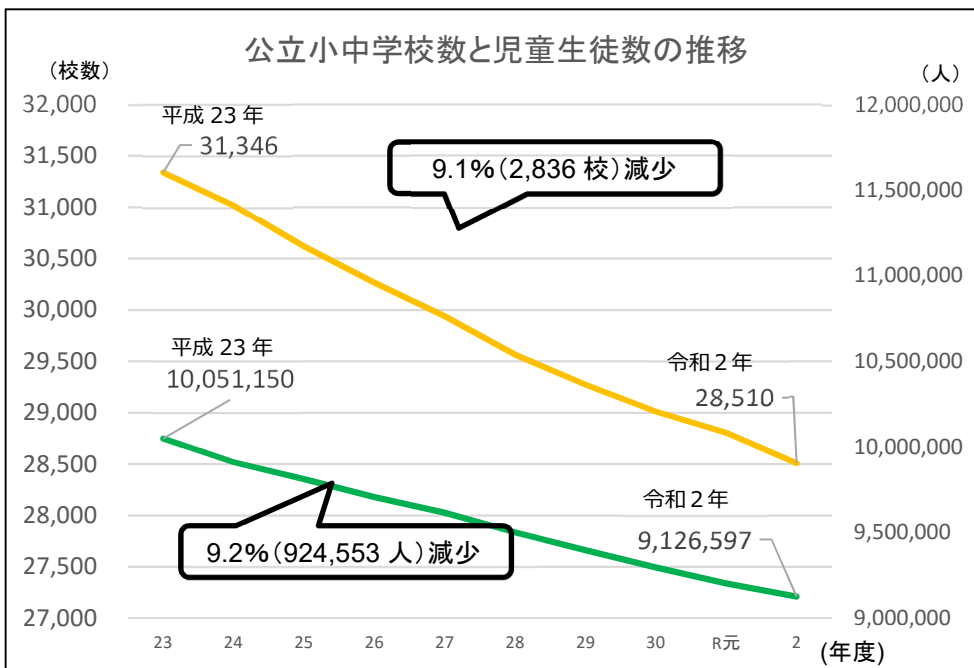
- 小規模校には、個別指導が行いやすい等の利点もある一方、社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上多くの課題が存在している~~ところである~~。文部科学省では、各市町村教育委員会が学校の小規模化に伴う課題に正面から向き合い、地域コミュニティの核となる活力有る学校づくりを進めていくことができるよう、学校規模適正化や小規模校の充実策等の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」⁸を平成27年1月に策定し、教育委員会に通知している~~たところである~~。~~このような状況を踏まえ、今後、各地において、学校の適正規模・適正配置等の検討を進めていくられることが課題である期待される。~~

- ~~また、~~地域によっては、学びの場である公立学校を拠点として地域コミュニティの形成を推進する観点や、人口減少等による利用需要の変化を見据えた公共施設の最適な配置の実現の観点などから、長寿命化に併せ、公立学校と公立社会教育施設等との複合化についても検討を進めていくことが課題である~~が進められることも考えられる~~。

⁸ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1354768.htm参照。

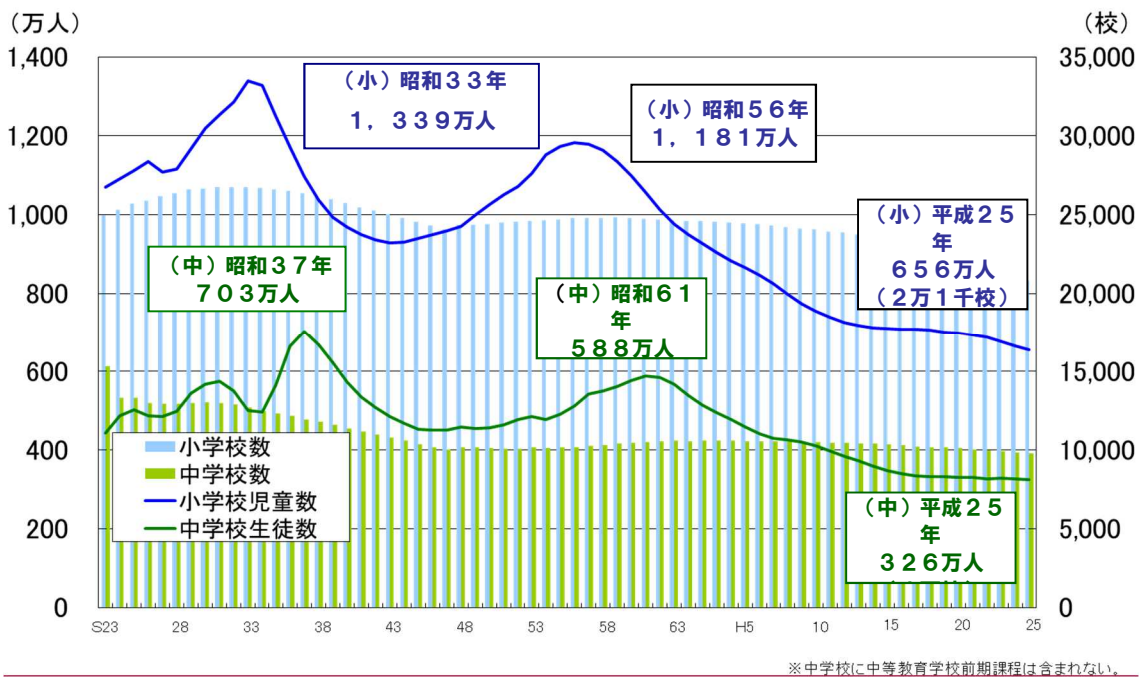
- こうした学校規模適正化や複合化等の検討については、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであるが、その際、教育部局だけでなく、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、さらに教育振興基本計画や個別施設計画等への反映、分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図っていくことが課題である。
- さらには、人口減少や厳しい財政状況が続く中、文教施設についても、整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用していくことも課題である。

【図表 5-8：公立小中学校数と及び児童生徒数の推移】



出典：文部科学省 学校基本調査

※学校数・児童生徒数は令和2年度速報値を反映。1小1中の市町村は令和元年度確報値から算出。

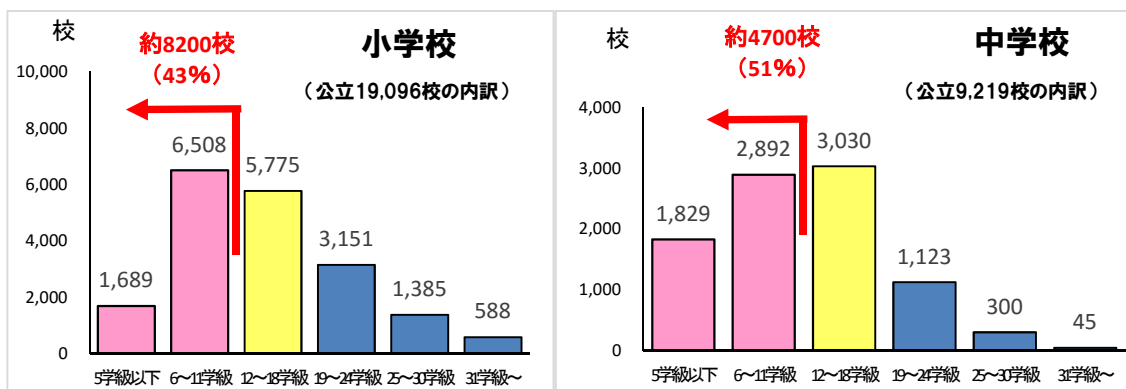


—(出典) 学校基本調査(平成25年度)に基づき作成

【図表6-9：公立小中学校における学級規模別学校数】

(小学校)

(中学校)



(出典) 学校基本調査(令和元年度)に基づき作成

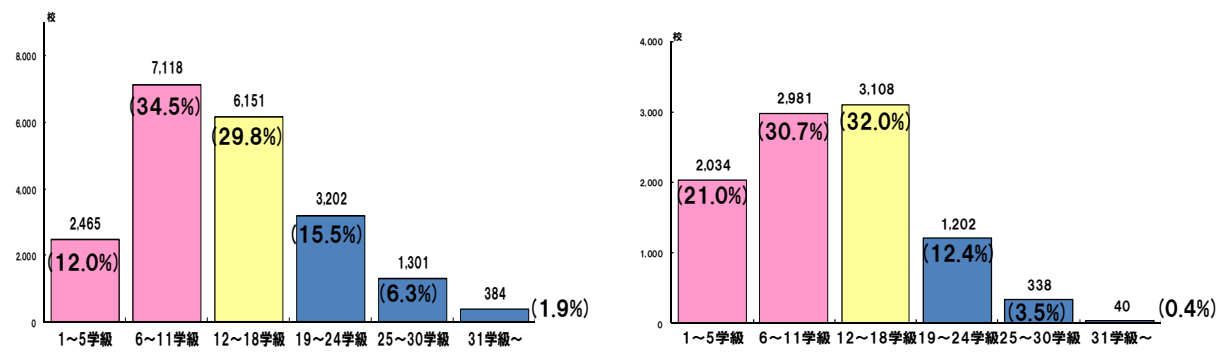
4. 個別施設計画の策定に関する実態調査の結果

- 文部科学省は、個別施設計画の策定を令和2年度までに完了するように要請してきた。しかしながら、文部科学省が実施した「個別施設計画の主たる内容の一覧に関する調査」(以下「個別施設計画の実態調査」という。)においては、令和2年度末の策定見込み(令和3年1月1日時点)は、公立学校施設95%、文化会館等78%、社会体育施設

78%、社会教育施設（体育施設、文化会館等を除く。）77%となっており、早期の計画策定が課題である。

○ また、基本計画では、個別施設計画に盛り込むべき事項として、「対策の優先順位の考え方」、「対策内容と実施時期」及び「対策費用」等（以下「重要項目」という。）を定めているが、個別施設計画の実態調査によれば、令和3年1月1日時点で策定済みの個別施設計画について、個別施設計画に重要項目が記載されている設置者の割合は、公立学校施設78%、文化会館等63%、社会体育施設63%、社会教育施設66%であり、計画の内容を充実していくことが課題である。

○ なお、計画を公表している設置者の割合は、公立学校施設51%、文化会館等52%、社会体育施設55%、社会教育施設57%であり各施設とも5割程度と公表の割合が低く、その改善が課題である。



（出典）学校基本調査（平成25年度）に基づき作成

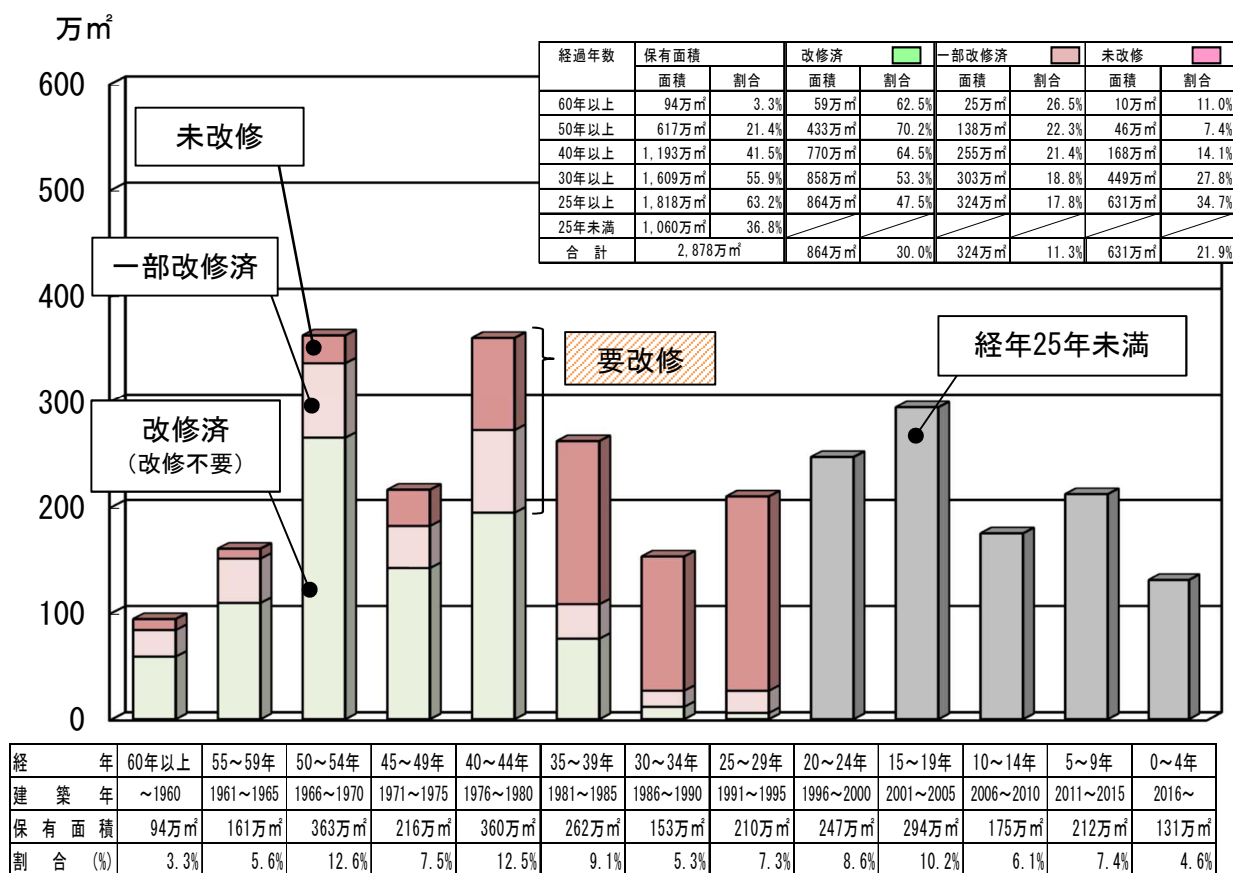
§ 2. 国立大学法人等施設

1. 老朽化の状況

~~○ これまで我が国の国立大学法人等（国立大学法人のほか、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）の施設は、高等教育、学術研究の進展などと歩みを一にし、様々な時代の要請に応えながら、教育研究と一体的な整備がなされ、教育研究活動の基盤を支える社会資本を形成しているが、高度経済成長期以降に急速に整備された施設が老朽改善を必要とする時期に差し掛かりつつあるなど、計画的な修繕や老朽化対策などが必要である。~~

- ~~○ このような状況も踏まえ、文部科学省においては、国立大学法人等の施設について、平成13年度から3次にわたる「国立大学法人等施設整備5か年計画」を策定し、計画的、重点的に整備を推進してきているところである。~~
- ~~○ しかしながら、現行の施設整備5か年計画期間中に耐震化の早期完了に向けた整備が進められてきた反面、老朽改善整備に著しい遅れが発生している。老朽施設の改善需要に関しては、平成13年度において619万㎡（当該年度時点での保有面積の約26%）であったものが、平成25年度には893万㎡（当該年度時点での保有面積の約32%）となっており、経年で増加傾向にある。~~
- これまで我が国の国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「国立大学法人等」という。）の施設は、高等教育、学術研究の進展などと歩みを一にし、様々な時代の要請に応えながら、教育研究と一体的な整備がなされてきた。これらの施設は、教育研究活動の基盤を支える社会資本を形成しているが、高度経済成長期以降に急速に整備された施設が老朽改善を必要とする時期に差し掛かっている。（図表7参照）
- 例えば、国立大学法人等が所有する施設の保有面積2,878万㎡のうち、約6割に当たる1,818万㎡が建築後25年以上経過した建物であり、さらなる老朽化の進行と整備需要の増大が懸念される。

【図表7：国立大学法人等施設の経年別保有面積】



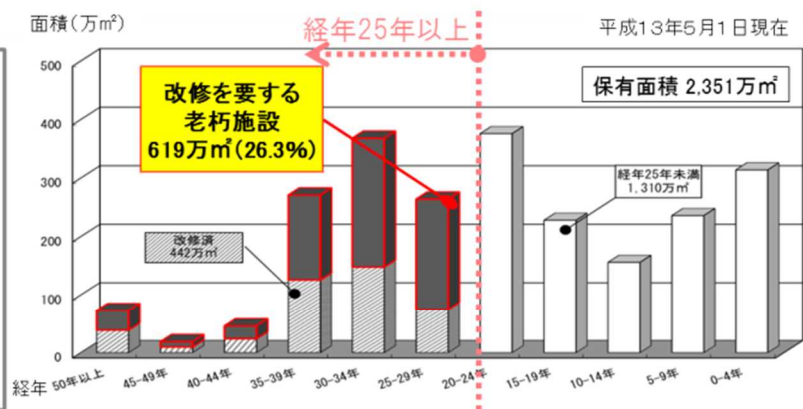
未改修：内部改修、外部改修、耐震改修、すべての項目において改修履歴がないもの。
 一部改修済：以下の二つに該当する建物の状態をいう。
 ①改修履歴はあるが、内部改修・外部改修・耐震改修のいずれかが未実施なもの。
 ②内部改修、外部改修のうち、どちらかが改修後25年以上のもの。
 改修済：すでに全面改修（内部・外部・耐震）をしたものの中で、内部・外部・耐震改修をすべて実施しており、かつ、内部改修、外部改修ともに、改修後25年未満のもの。

要改修
面積

○ 文部科学省においては、国立大学法人等の施設について、平成13年度から4次にわたり「国立大学法人等施設整備5か年計画（以下、「5か年計画」という。）」を策定し、計画的、重点的に整備を推進してきている。しかしながら、これまでの5か年計画では、耐震化など安全性の確保や狭隘解消等については大きく進展した一方で、機能向上や老朽改善については十分に進んでいない。全保有面積に占める老朽施設の面積の割合は、第2・3次の5か年計画期間中においては、約44%から約30%まで改善したが、第4次5か年計画期間においては、計画開始時点が約30%であったのに対し、令和2年度末の見込みでは約35%と、近年増加傾向にあり、その改善が課題である。（図表8参照）

【図表 8-1-0 : 国立大学法人等施設の老朽化の状況】

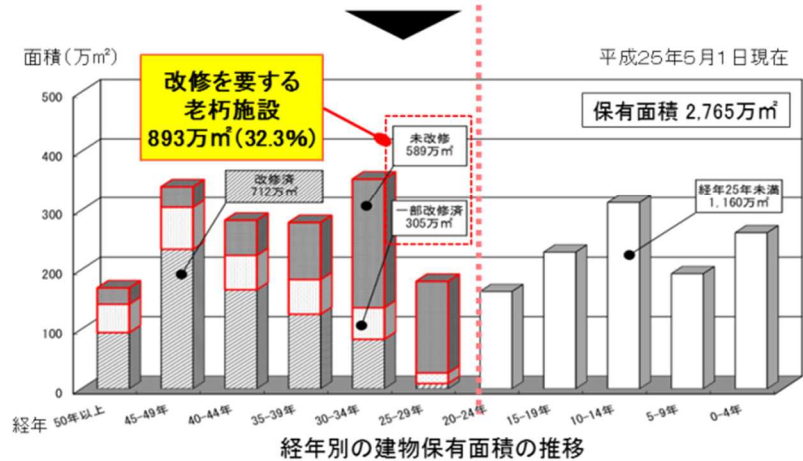
○老朽改善整備は平成24年度当初予算までに約709万㎡実施
 (第1次)整備目標(390万㎡)に対して54%達成
 (第2次)整備目標(400万㎡)に対して85%達成
 (第3次)整備目標(400万㎡)に対して43%進捗※
 (※H25.5現在)



▲老朽施設の外觀 (経年48年)

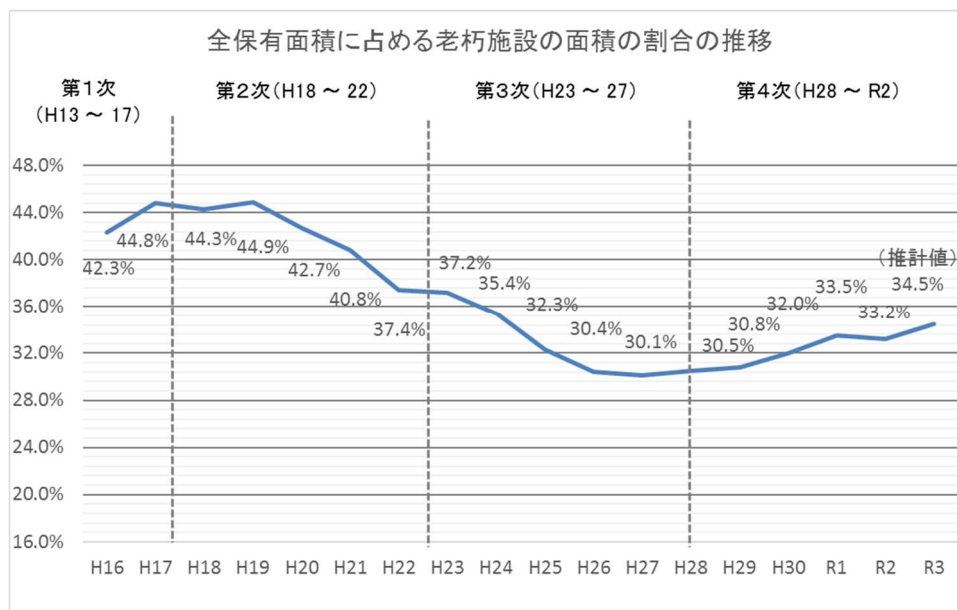


▲外壁タイルの剥落



経年別の建物保有面積の推移

—(平成26年7月—今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議)に基づき作成



※各年度の老朽施設の面積の割合は各年度5月1日時点の実態。

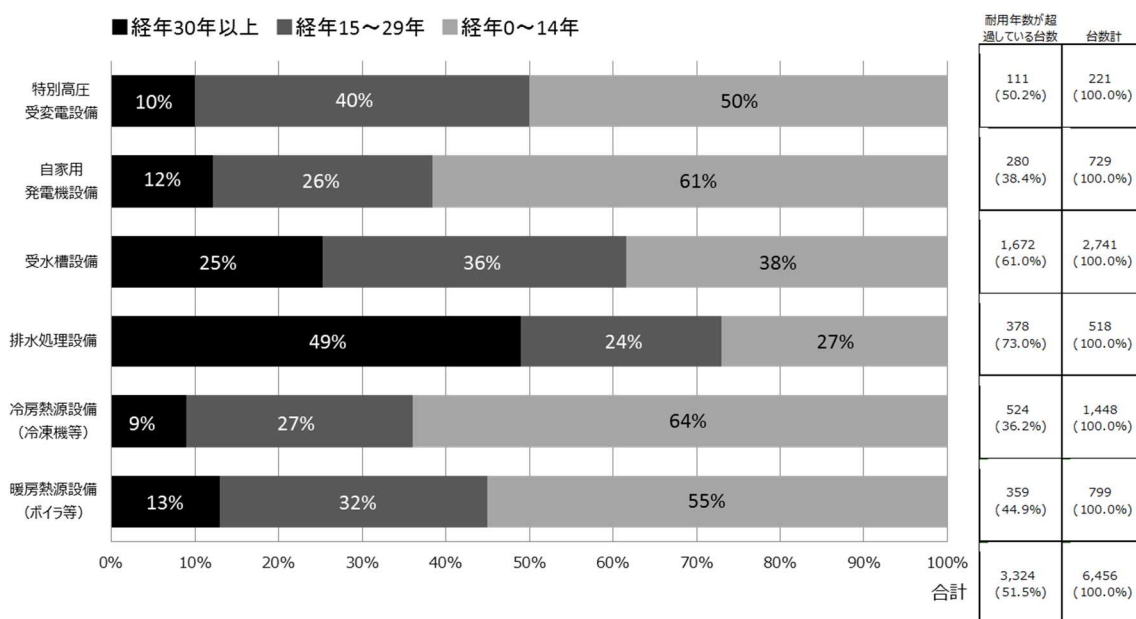
ただし、令和3年度は予算執行後の整備見込み面積を含めた推計値。

- また、主要な基幹設備（ライフライン）⁹については、法定耐用年数を超えるものの割合が高く、今後、老朽化が原因で電気設備やガス設備、給排水設備等の故障や事故が増加し、教育研究活動の中断や学生等の怪我などが頻発することが危惧される。特に、道路等の下に埋設され、普段目にする事のない水道管やガス管及び下水道管並びに電気や電話のケーブル等については、老朽化の状況把握が不十分な配管・ケーブル等が数多くあり、老朽化の状況を把握することが課題であるため、~~それらについては、今後、適時に老朽化の状況把握に努めるとともに適切な維持管理を行う必要がある。~~（図表9、図表10参照）

⁹基幹設備（ライフライン）：大学等の教育研究活動に不可欠な電力、ガス、通信・情報、給排水、空調等を維持するために必要となる建築設備の主要・幹線部分をいう。

【図表 9-1-1：基幹設備の老朽化状況（ライフライン）の経年と耐用年数の関係】

(平成25年5月1日現在)

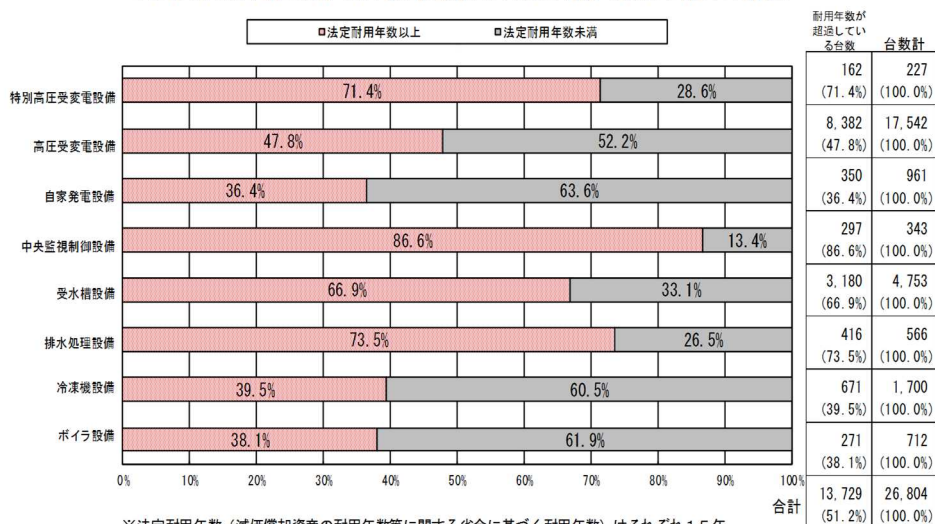


※法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数）はそれぞれ15年

（出典）「検討の方向性・課題の整理に関する中間まとめ」

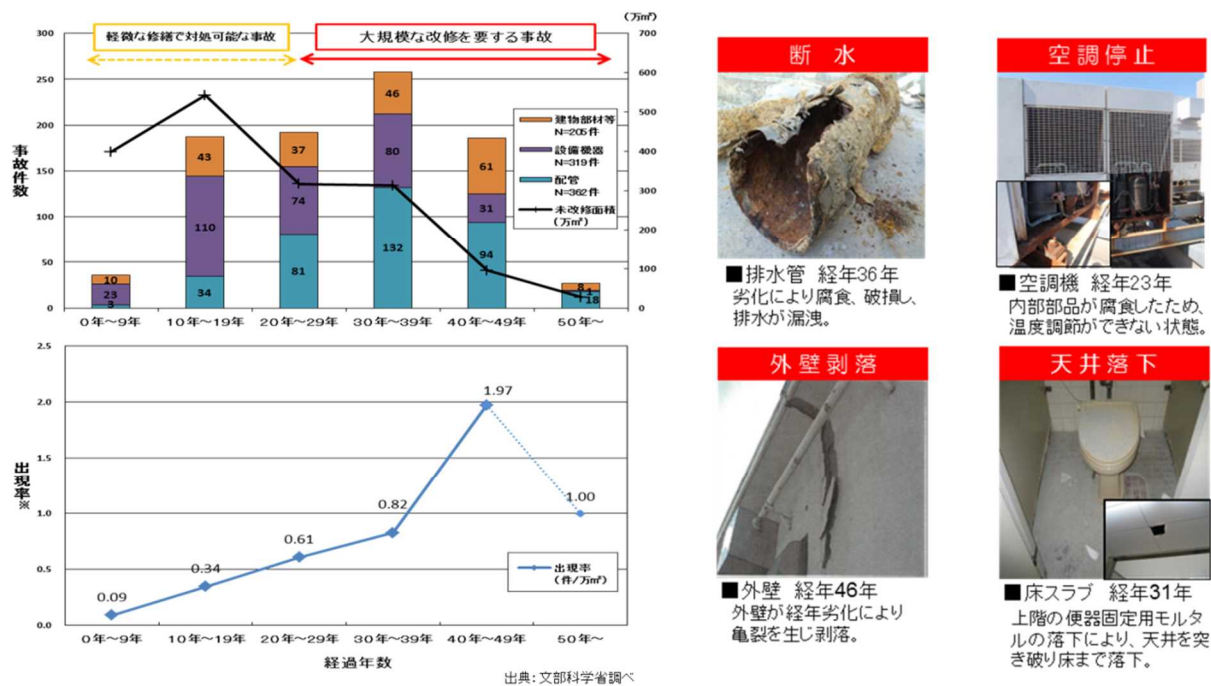
（平成26年7月—今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議）に基づき作成—

国立大学法人等における主な基幹設備の老朽化状況（2020年5月1日現在）



※法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく耐用年数）はそれぞれ15年。ただし、中央監視制御設備のみ法定耐用年数は5年。

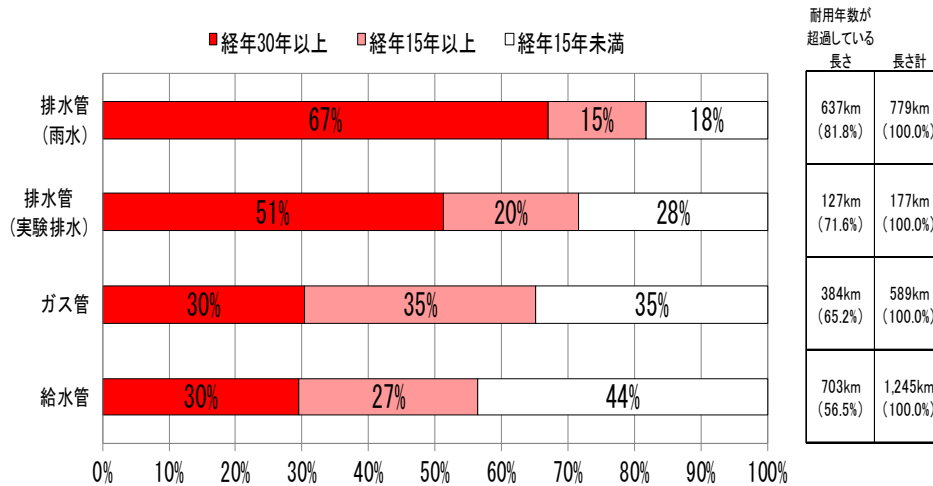
【図表10-2：基幹設備（ライフライン設備（主要配管）の老朽化状況）の経年と事故発生件数の関係（平成16年度～）】



（出典）「検討の方向性・課題の整理に関する中間まとめ」

（平成26年7月 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議）に基づき作成

（2020年5月1日現在）



2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

- 国立大学法人等が、所有又は管理する施設・基幹設備（ライフライン）等の長寿命化を着実に進めていくためには、管理施設を定期的に点検・診断し、老朽化の状況を把握していくことが課題である**することが重要である。**
- 国立大学法人等においては、平成16年の法人化に伴い、12条点検の実施が義務付けられる建築物は当該建築物の所在区域を所管する特定行政庁が指定したものに限り、12条点検の結果を特定行政庁へ報告することが必要となった。

~~各国立大学法人等において管理施設の長寿命化を着実に進めていくためにも、今後も引き続き、12条点検を適切に実施していく必要がある。~~

文部科学省では、IV. § 1. 2. (1) で述べたように12条点検の実施義務の有無に関わらず、有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請しており、平成29年2月時点で、12条点検の実施が義務付けられている全ての国立大学法人等において12条点検を実施し又は実施予定となる一方、12条点検の実施義務がない国立大学法人等について、法定点検と同程度の専門的な点検を実施していない大学等が一部で見られる¹⁰など、維持管理の徹底が課題である。

~~○ さらに、上記の老朽化の状況把握だけでなく、経年による施設の機能陳腐化などにより、教育研究活動の高度化・多様化、国際競争力の強化、産学官連携の推進などの教育研究上の取組に支障が生じていないか、また、バリアフリーや省エネなど社会的要請に対応できているかなどを適時に確認し、機能向上を図っていくことも必要である。~~

(2) 対策の実施状況

- 各国立大学法人等においては、**管理施設**に対する定期的な点検・診断の結果を踏まえ、日常的な修繕・改修や大規模な改修等の対策をこれまでも実施しているが、今後は**教育研究や財務等の戦略との整合を図りながら、より計画的・戦略的に実施していく**ことにより、**管理施設の安全を確保するとともに、維持管理等に係る中長期的なトータルコストを抑制し、長寿命化を図っていくことが課題**が必要である。

¹⁰ 出典：「令和2年度における成果を中心とする実績状況に係る直近のデータ等の提出について（依頼）「10 施設マネジメントの推進状況調査（R2）」」（令和2年9月16日事務連絡）

- さらに、経年による施設の機能陳腐化などにより、教育研究活動の高度化・多様化、国際競争力の強化、産学官連携の推進などの教育研究上の取組に支障が生じていないか、また、ICT、バリアフリー、省エネルギー、ダイバーシティへの配慮及び「新たな日常」への対応など、社会的要請に対応できているかなどを適時に確認し、機能向上を図っていくことも課題である。

(3) 老朽施設の計画的な老朽化対策の必要性

- 文部科学省においては、令和3年3月31日に第5次5か年計画を策定し、今後の国立大学法人等の施設については、「イノベーション・commons（共創拠点）¹¹」へと転換するとともに、既に保有している大量の老朽施設について、「戦略的リノベーション」を中心とした老朽改善整備による長寿命化への転換を最重要課題として取り組むこととしている。
- 国立大学法人等の施設については、これまでも各国立大学法人等において維持管理等を実施してきているが、施設整備をめぐる財政状況が厳しい中、将来にわたって安定的に整備充実を図っていくため、膨大な管理施設について、最大限有効活用を図りつつ、計画的な維持管理修繕・改修等の対策を進めていくことが課題ることがより一層重要である。
- 国立大学法人等が抱える膨大な施設を効果的・効率的に施設整備や維持管理を行うためには、従来のライフサイクルから長寿命化のライフサイクルへ転換することにより、既存施設を最大限活用し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図っていくことが課題である。
- また、老朽化が進行している基幹設備（ライフライン）については、未然に事故を防止し、研究機能等を確保していくことも課題である。
- なお、令和2年度末までに全ての国立大学法人等が個別施設計画を策定しているが、策定された個別施設計画は、記載内容にばらつきがみられるため、計画の内容を充実していくことが課題である。

¹¹ イノベーション・commonsとは、教育、研究、産学連携、地域連携など様々な分野・場面において、学生、研究者、産業界、自治体など様々なプレーヤーが対面やオンラインを通じ自由に集い、交流し、共創することで、新たな価値を創造できるキャンパスのこと。

- さらには、人口減少や厳しい財政状況が続く中、国立大学法人等についても、整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用していくことも課題である。
- ~~○ 特に、管理施設のうち、老朽化が進行している基幹設備（ライフライン）については、未然に事故を防止し、研究機能等を確保するため、各国立大学法人等における整備実態の把握及び的確な点検を進め、計画的に対策を実施することが重要である。~~
- ~~○ このため、各国立大学法人等においては、①管理施設の長寿命化のための中長期的な取組の方向性を定める行動計画及び②行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定することが必要である。~~

§ 3. 独立行政法人管理施設

1. 老朽化の状況

- 文部科学省所管の施設運営型法人は、多くの国民を受け入れるための施設を運営し、当該施設においてサービスを提供しており、施設の延べ床面積は、151.6万㎡に及ぶ。
- 独立行政法人制度は平成13年4月から開始された制度であるが、施設運営型法人は、独立行政法人に移管する前から国の施設等機関あるいは特別な法人等として存在し、長い歴史を有することから、多くの老朽施設を保有しており、築30年以上の老朽化施設は4割を占めており、その改善が課題である。

【図表 1-3：各法人の保有する施設の経年別面積の状況（令和2平成25年度末時点）】

経年	保有面積(m ²)	(%)
10年未満	252,834	(16.2%)
10年以上20年未満	520,110	(33.3%)
20年以上30年未満	165,768	(10.6%)
30年以上	625,323	(40.0%)
合計	1,564,035	(100.0%)

経年	保有面積(m ²)	合計面積に占める割合(%)
10年未満	320,100	21%
10年以上20年未満	327,540	22%
20年以上30年未満	232,598	15%
30年以上	633,015	42%
合計	1,513,254	100%

2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

- 独立行政法人が所有又は管理する施設の長寿命化を着実に進めていくためには、定期的な点検・診断により、老朽化の状況を把握することが課題である。いずれの施設運営型法人においても、12条点検等に基づき定期点検を行っている。

(2) 対策の実施状況

- いずれの施設運営型法人においても、上記(1)の点検・診断結果を踏まえて修繕計画等を作成し、当該計画に基づき修繕・改修等の対策に取り組んでいるが、~~今後は当該法人において、中期目標・中期計画等と整合を図りながら、より計画的・戦略的に実施していくことにより、施設の安全を確保するとともに、維持管理等に係る中長期的なトータルコストを抑制し、長寿命化を図っていくことが課題である。現下の厳しい財政状況の中、対策のための経費を十分に確保することが難しくなっているという課題もある。~~

(3) 老朽化施設に対する計画的な老朽化対策の必要性

- 令和2年度末までに、全ての施設運営型法人が個別施設計画を策定している。今後、現下の厳しい財政状況の中、施設の長寿命化を着実に進めていくためには、各法人において策定した行動計画・個別施設計画に基づき、必要に応じて整備・運営に民間の資金や創意工夫も活用しつつ、計画的な対策を実施し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図っていくことが課題である。~~を策定し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減に努めつつ予算の平準化を図る必要がある。~~
- ~~一方その際、~~点検・診断結果に基づく対策だけでなく、当該法人独法の管理施設の利用状況等を踏まえ、~~行う研修、展示等の内容・方法等の~~高度化・多様化に合わせた機能向上や、バリアフリー化、省エネ化等、広く国民が利用する公共建築物として求められる現代的な性能にも対応していく必要があることから、行動計画・個別施設計画の立案に当たっては、これらの整備需要を盛り込み、優先順位を付けながら、長寿命化が効果的・効率的に行われる計画としていくことも課題である。~~する必要がある。~~

§ 4. 文部科学省管理施設

1. 老朽化の状況

- 文部科学省が管理する施設は約10万約9万7千㎡あり、このうち中央合同庁舎第7号館（東館（平成19年竣工）及び旧文部省庁舎（昭和8年竣工）の文部科学省専有部）が約8万1千㎡を占める。
- 保有面積を経年別で見ると、で見れば多くが築2±0年未満の施設であるが、築30年以上の施設も約2.3万9.2千㎡（全保有面積の約3割）存在するしており、これらについては適切な対策を実施する必要がある。

【図表12-4：文部科学省の管理施設の経年別面積の状況（令和元年平成25年度末時点）】

経年	保有面積(㎡)	(%)
10年未満	64,095	(66.3%)
10年以上20年未満	595	(0.6%)
20年以上30年未満	0	(0.0%)
30年以上	32,014	(33.1%)
合計	96,704	(100.0%)

経年	保有面積(㎡)	(%)
10年未満	6,091	6.1%
10年以上20年未満	64,096	64.2%
20年以上30年未満	596	0.6%
30年以上	29,022	29.1%
合計	99,805	100.0%

2. 各設置者における維持管理の現状と課題

(1) 点検・診断の実施状況

- 文部科学省が管理する施設の長寿命化を着実に進めていくためには、管理する施設を定期的に点検・診断し、老朽化の状況を把握することが課題である。官庁施設の点検・診断については、「建築基準法」及び「官公庁施設の建設等に関する法律」等の法令に

に基づき定期的に実施している。~~建築基準法、官庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められており、これらの法令等に基づく点検・診断を実施している。~~なお、中央合同庁舎第7号館については、中央合同庁舎第7号館整備等事業（以下、「PFI事業」という。）の事業者により実施している。

（２）対策の実施状況

- 対策の実施については、上記（１）の点検結果を踏まえ、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（国土交通省告示）等に基づき、修繕・改修等の対策に計画的に取り組んでいるところである。

（３）老朽化施設に対する計画的な老朽化対策の必要性

- 文部科学省の管理施設について、老朽化の状況にはばらつきがあるものの、現下の厳しい財政状況の中、管理施設の長寿命化を着実に実施していくためには、トータルコストの縮低減、予算の平準化に配慮し、計画的に対策に取り組んでいくことが課題である必要がある。
- また、令和2年度末までに、新たに完成した施設を除き、全ての施設において、個別施設計画を策定している。今後、管理施設の利用状況等を踏まえ、高度化・多様化に合わせた機能向上や、バリアフリー化、省エネ化等、公共建築物として求められる現代的な性能にも対応していく必要があることから、行動計画・個別施設計画は、これらの整備需要を盛り込み、優先順位を付けながら、長寿命化が効果的・効率的に行われる計画としていくことも課題である。

V. 前計画策定時からの環境の変化

- 令和2年12月18日の経済財政諮問会議において決定された「新経済・財政再生計画改革工程表2020」では、インフラメンテナンスについて、予防保全型のメンテナンスの推進等により、中長期のトータルコストの抑制を目指すことを政策目標として掲げている。文部科学省においても効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを2020年度中に公表することや個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を公表することにより、個別施設計画の内容充実や計画の実行を推進することが盛り込まれた。

- 令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、予防保全の高度化・効率化による長寿命化、集約化等を通じた公的ストックの適正化を図ること、また、公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れること、さらには予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、その際、新技術やデータ利活用による効率化・高度化を図ることとされた。

- 令和2年7月17日の民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP/PFI推進アクションプラン」（令和2年改定版）では、学校等のキャッシュフローを生み出しにくい施設にも積極的にPPP/PFIを導入していくことが求められている。

- 令和3年1月26日の中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申)では、人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について、都市部、地方にかかわらず全ての設置者において個別施設計画を策定し、限られた財源の中で戦略的に学校施設の整備を進めることが重要であるとされた。

VI—V. 必要施策に係る取組の方向性

メンテナンスサイクル構築の推進に際しては、「IV. 対象施設の現状と課題」において整理した課題や、「V. 前計画策定時からの環境の変化」を踏まえ、以下の観点から各施設における具体的な取組の推進を図る。

(1) メンテナンスサイクルの着実な実施

・管理施設について、点検・診断を定期に実施することで施設の状況を把握することが重要であり、適切に点検・診断を実施し、個別施設計画に基づき、計画的に維持管理・更新を行い、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

(2) 予防保全型の老朽化対策への転換

・管理施設を良好な状態に維持した上で、長期間使用するためには、従来のような施設設備に不具合があった場合に保全を行う事後保全ではなく、施設の劣化が進行する前に効果的な対策を実施して、不具合を未然に防止する予防保全を行う。

(3) 個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し

・管理施設について、機能向上や現代的な性能に対応する必要があることから、これらの整備需要を計画に盛り込み、個別施設計画の内容の充実を行う。また、点検・診断の結果等を踏まえて、適時に計画の見直しを行う。

(4) 公的ストックの最適化

・戦略的な施設整備を進めることが重要であり、集約・複合化や適正規模・適正配置の検討を進める。

(5) 維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援

・施設の維持管理・更新の実施に当たっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じた民間の創意工夫を取り入れることの検討を進める。

§ 1. 公立文教施設（公立学校施設及び公立社会教育施設）

1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の推進取組への支援

(1) メンテナンスサイクルの着実な実施点検・診断の着実な実施

~~○ 市町村が所有又は管理する公共建築物の約半数を占め、国民の重要な公共財産の一角を形成する公立文教施設は、良好な状態の保全に率先して取り組むことが期待されるが、IV. § 1. 2. (1) で述べたように、12条点検が義務付けられている公立文教施設において、12条点検が実施されていないものがあることから、文部科学省は、各設置者に対し、本行動計画の周知に併せ、12条点検を着実に実施するよう指導する。~~

~~○ また、同じくIV. § 1. 2. (1) で述べたように、現在、地域によって12条点検が義務付けられている建築物に差が生じているが、文部科学省は、建築基準法上は12条点検が義務付けられていない公立文教施設についても、12条点検の点検内容も踏まえ、建築基準法第8条に基づく管理施設の維持管理を着実にを行うよう、本行動計画の周知に併~~

~~せ、各設置者に促す。~~

- 各設置者が所有又は管理する施設の点検・診断を実施したうえで、修繕・改修等が進むよう、文部科学省は、点検・診断や必要な修繕等の実施状況を把握し、個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に取組を行うように促す。
- ~~○ 公立文教施設の各設置者に対して、上記（２）の個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。~~
- また、文部科学省は、各設置者が所有又は管理する施設について、個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

（２）予防保全型の老朽化対策への転換

- 文部科学省は、各設置者に対して、管理施設の点検・診断を着実に実施し、点検・診断の結果に基づいて、老朽化等による施設の致命的な損傷の発現前に、適時に計画的な修繕・改修等を実施することの重要性について「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月）等で示してきたところであり、引き続き周知を行う。
- なお、公立学校施設については、令和2年度からは長寿命化を図る建物を対象とした予防的な改修工事についても国庫補助対象として、従来の長寿命化改良事業の制度拡充を行った。当該制度について積極的に活用するように周知し、予防保全型の維持管理等への転換を促す。

（３）個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し

- 文部科学省は、全ての公立文教施設について、早期に個別施設計画を策定するよう個別施設計画策定の進捗状況について定期的に把握・公表するとともに、今後は、公立学校施設については個別施設計画の策定を交付金事業に係る申請の前提条件とし、個別施設計画が未策定の設置者に対して、早期に策定するように促す。
- ~~○ その際、管理施設に12条点検の実施が義務付けられていない場合は、維持管理の重要性や手法等について十分理解が得られていないことも考えられることから、文部科学省は、それらを公立文教施設の設置者向けに解説する手引を平成27年度中に策定し、情報提供を行う。~~
- ~~○ ソフト施策への対応状況や施設に求められる現代的性能への対応状況の確認に関しては、引き続き、「学校施設整備指針」³（平成26年7月改正 文部科学省大臣官房文教施設企画部）等の情報提供を行い、各設置者における取組を支援する。~~

~~(2) 個別施設計画の策定~~

~~○ IV. § 1. 2. (3) の状況を踏まえ、公立学校施設について、地方公共団体が計画的に整備を進め、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ることができるよう、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を平成26年度末を目途に策定することとしている。~~

~~当該手引は、域内の施設全体の整備需要を踏まえた基本の方針、優先順位付けの考え方等の個別施設計画に盛り込むべき事項や、それらを検討する上での留意事項(IV. § 1. 3. で述べた学校の適正規模・適正配置、複合化等の検討が行われる場合の留意事項を含む)、参考事例等を示し、解説するものである。また、平成27年度より、この手引を活用して地方公共団体が個別施設計画を策定する取組を支援する事業(平成27年度政府予算案に計上)を行うこととしている。~~

~~これらにより、教育委員会が平成32年度までに公立学校施設に係る個別施設計画を策定できるよう支援する。~~

~~○ 当該手引は、一義的には公立学校施設を対象とするものではあるが、手引で示されるノウハウは公立社会教育施設を所管する部署等においても参考になる可能性があることから、教育委員会の公立学校施設担当部局はもとより、公立社会教育施設担当部局等に対しても、当該手引の情報提供を行い、取組を促す。~~

○ また、文部科学省は、各設置者に対して、策定した個別施設計画について、計画の見直しの際には重要項目の全てやトータルコストの縮減・予算の平準化の記載を盛り込むよう促す。

○ さらに、文部科学省は、各設置者に対して、策定した個別施設計画が公共施設等総合管理計画の内容を踏まえつつ、各設置者の教育ビジョン等に掲げられた施策や、社会状況の変化等を踏まえた、新しい時代の学びを実現するための公立文教施設の整備に繋がるものとなるよう、適時に(5年程度とすることが望ましい)見直すよう促す。

○ 加えて、文部科学省は、策定した個別施設計画の内容の把握のため、必要に応じて調査項目を精査しつつ、定期的に個別施設計画の実態を調査するとともに、その調査結果を比較可能な形で見える化し、計画の内容を充実するよう促す。

(4) 公的ストックの最適化

○ 文部科学省は、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等に基づき、設置者において公的ストックの最適化を図るよう引き続き当該手引を周知するとともに、個別施設計画の内容充実のための見直しや分野横断的実行計画の策定に資する

事例集・ガイドラインの作成・周知を行う。

- また、文部科学省は、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方に関する有識者会議において、人口動態等を踏まえた効率的・効果的な施設環境の整備を検討する。
- さらに、文部科学省は、施設の集約・複合化や適正規模・適正配置の取組における優良事例を横展開し、設置者において公的ストックの最適化を図るよう促す。

(5) 維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援

- 文部科学省は、公立文教施設の維持管理・更新の実施にあたっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じた民間の創意工夫を取り入れることの検討が進むように支援する。
- 具体的には、公立文教施設において、施設の老朽化に加えて、地方公共団体の職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公的サービスの提供を実現するため、包括的民間委託や維持管理に特化したPFI等を導入する際のガイドラインの作成・周知を行う。
- また、小規模な地方公共団体や施設の維持管理に関する包括的民間委託事業等のPPP/PFIの検討段階を支援することで、先導的な事業の収集・分析を行い、その成果を発信・普及するとともに「文教施設における多様なPPP/PFI事業等の事例集」等を用いて、維持管理・更新にPPP/PFIを導入した優良事例の横展開を行う。

~~-(3) 対策の着実な実施-~~

- ~~○ 公立文教施設の各設置者に対して、上記(2)の個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。~~

~~-(4) 予算管理~~

- ~~○ 公立文教施設の各設置者が、現下の厳しい財政状況の中、管理施設の長寿命化のために計画的な投資を継続的に行っていくことができるよう、文部科学省は、上記(1)～(3)等の取組を通じ、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減、予算の平準化の取組を促進する。~~
- ~~○ さらには、各設置者が個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。~~

~~○ また、各設置者が少子化・人口減少の動向や地域の実情等を踏まえ、学校の統合や小規模校の存続・充実等、学校の小規模化に伴う教育上の課題に的確に対応するため~~

~~の方策を検討するよう促し、既存施設について効果的、効率的にストック管理が行われるよう努める。~~

~~○ さらには、各設置者が個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。~~

2. メンテナンスサイクル構築の円滑な実施に向けた環境整備

(1) 指針・手引の策定

○ 文部科学省は、点検・診断、個別施設計画の策定、修繕・改修等の各段階における指針・手引について周知を行うとともにを引き続き充実させ、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築を支援する。~~新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方に関する検討結果など、新しい知見が取りまとまった場合は広く周知を行うことで各設置者におけるメンテナンスサイクルの円滑な実施を支援する。~~

【公立学校の維持管理等に関する指針・手引（今後の予定含む）】

<点検・診断>

（老朽化の状況把握）

- ~~・ 「安全で快適な学校施設を維持するために」¹²（平成13年3月 文部科学省）~~
- ~~・ 「子供たちの安全を守るために-学校設置者のための維持管理手引-」¹³（平成28年3月 文部科学省）1.2条点検の趣旨・内容、点検結果に基づく対策の重要性等を学校等の設置者向けに解説する手引（平成27年度中に策定予定）~~
- ・ 「学校施設の維持管理の徹底に向けて - 子供たちを守るために -」¹⁴（令和2年5月 文部科学省）

（ソフト施策等への対応状況の確認）

- ・ 「学校施設整備指針」¹⁵（平成26年7月改正 文部科学省大臣官房文教施設企画部 平成31年3月改訂 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

<個別施設計画の策定>

¹² ~~http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05010601.htm 参照。~~

¹³ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm 参照。

¹⁴ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm 参照。

¹⁵ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm 参照。

- ・~~「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」~~（平成26年度末目途で策定予定）
- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」¹⁶（平成27年4月 文部科学省）
- ・「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」¹⁷（平成29年3月 文部科学省）
- ・「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」¹⁸（平成30年3月 スポーツ庁）
- ・「学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集」¹⁹（平成31年3月 文部科学省）
- ・個別施設計画の内容充実のための見直しや分野横断的実行計画の策定に資する事例集やガイドラインの作成（令和3年3月作成予定 文部科学省）

〈修繕・改修等〉

- ・「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」²⁰（平成26年1月 文部科学省）
- ・「学校施設の長寿命化改修に関する事例集」²¹（平成29年3月 文部科学省）

（2）体制の構築

- ~~公立文教施設の各設置者が、メンテナンスサイクルを構築し、管理施設の長寿命化を適切に進めていくためには、点検・診断結果の評価や、個別施設計画における優先順位付けに際し、技術的知見に基づく対応が必要となる。しかし、アンケート調査によれば、教育委員会において施設担当技術職員を有していない地方公共団体は約半数にも及ぶ²²など、文教施設の長寿命化を進めるに当たっては、各設置者における体制の構築・強化が課題である。~~
- 文部科学省としては、各設置者が管理施設の長寿命化を着実に進めていくための体制の構築・強化の重要性及びそのための手段（営繕担当部局との連携、退職した技術職員の再雇用、民間事業者への委託等）等を含めてについて、~~各種研修会・講習会において理解を促すとともに、体制の構築・強化により円滑に管理施設の維持管理等を行って~~

¹⁶https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm 参照。

¹⁷ https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/03/1383568.htm 参照。

¹⁸https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575.htm 参照。

¹⁹https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790_10.pdf 参照。

²⁰ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/027/toushin/1343009.htm 参照。

²¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1383800.htm 参照。

²²「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進」（平成25年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告書）P115参照。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1331925.htm

る先進的な地方公共団体の事例の収集・発信し、各設置者における体制の構築に係る取組を支援する周知を行う。

- また、教育委員会における施設担当技術者の資質向上に資するよう各種研修会・講習会において、上記に併せ、長寿命化に関する施策説明、上記（１）で述べた指針・手引の解説、先進的事例等の紹介等周知を行う。も行うことにより、教育委員会における施設担当技術者の資質向上に貢献する。

（３）情報基盤の整備及び活用

- 点検・診断結果に基づいた個別施設計画の策定、今後の対策費用の推計、対策の実施、更には、その後のメンテナンスサイクルの継続的な実施を着実に効率的に行うためには、基礎情報として、施設や棟ごとの点検・診断の結果、その後の対応状況等を記録し、その情報を関係部局・機関で共有し、活用することも有効である。

- 公立学校施設については、現在、「公立学校施設台帳」という電子情報システムにおいて棟ごとの建築年や保有面積、~~改修実績~~等を設置者、都道府県、文部科学省で共有しており、~~毎年度、設置者がデータベースの更新を行っている~~。今後、地方公共団体において上記のような情報の蓄積・共有を行う際、当該台帳の情報を活用することも考えられる。そのため、文部科学省は、必要に応じて、当該台帳の充実等についても検討する。

また、~~平成26年度末を目途に作成する予定である~~「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」の中で、情報基盤の整備と活用に係る留意点の解説を示したうえで、各設置者において取組が進むよう促す。

~~すとともに、「BIMMS（保全マネジメントシステム）」²³等のソフトウェアについて紹介することとしている。~~

- 策定した個別施設計画等は、維持管理・更新の必要性について地域住民への理解を促進するために、積極的に公表し、情報共有を図ることが重要であり、文部科学省は、各設置者に対して計画の公表を行うよう促す。

²³一般財団法人建築保全センターが平成16年度に開発し、平成25年度に新機能の追加開発等を行ったのち、平成26年4月よりサービスを開始。所管地域内の広域に点在する個々の施設についてデータ入力でき、かつ必要な情報を集約して一元管理することができるものとなっている。

§ 2. 国立大学学校法人等施設

1. 各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の推進取組への支援

(1) メンテナンスサイクルの着実な実施点検・診断の着実な実施

- ~~文部科学省は、各国立大学法人等に対して、12条点検等及びその結果に基づく適切な対策の実施の重要性について改めて周知徹底し、12条点検の着実な実施を促す。~~
また、前述の公立学校施設と同様に、現在は、地域によって12条点検が義務付けられている建築物に差が生じている（IV. § 1. 2. (1)を参照）が、多数の学生・教職員等が集まり、敷地等が避難場所として指定されるなど、地域社会での重要な役割が期待される国立大学法人等の施設は、良好な状態の保全に率先して取り組むことが期待されることから、文部科学省としては、建築基準法上は12条点検が義務付けられていない管理施設についても、損傷、腐食、劣化等により安全性が損なわれていないかなど、適時に点検を行うよう、本行動計画の周知に併せ、各国立大学法人等に促す。各国立大学法人等が所有又は管理する施設の点検・診断を実施したうえで、修繕・改修等が進むよう、文部科学省は、点検・診断や必要な修繕等の実施状況を把握し、個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に取組を行うように促す。

- 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、経営的な視点による戦略的な施設マネジメントをより一層推進するため、優良事例等の周知を行う。

- また、文部科学省は、各国立大学法人等が所有又は管理する施設の維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、予算の平準化の取組を図るため、個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう必要な予算の安定的な確保に努める。

(2) 予防保全型の老朽化対策への転換

- 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、管理施設の点検・診断を着実に実施し、点検・診断の結果に基づいて、老朽化等による施設の致命的な損傷の発現前に、適時に計画的な修繕・改修等を実施することの重要性について周知を行うとともに、計画的な施設整備を図るよう令和2年度に創設した「長寿命化促進事業」について、積極的に活用するよう促す。

(3) 個別施設計画の内容の充実や適時の計画の見直し

- 個別施設計画の策定後は、計画の検証・評価を図りながら、PDCAサイクルを確立することが必要であり、施設の劣化状況や整備状況等については最新の情報を把握し、

実効性のある計画とするため、文部科学省は、国立大学法人等の個別施設計画の実態調査の結果を比較可能な形で見える化し、計画の内容を充実するよう促す。

- 施設整備の際には、将来的に必要となる維持管理費を比較し使用材料や設備機器を選択するなど、ライフサイクルコスト削減に向けた取組を行うことや2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、外壁やサッシの断熱化、照明や空調設備の高効率化など、省エネルギー化を推進する整備が重要であるため、文部科学省は、各国立大学法人等に対して、これらを踏まえた個別施設計画の見直しを適時に行い、計画の内容を充実するよう促す。

(4) 公的ストックの最適化

- 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、施設の用途や規模等も踏まえ、単純に建築年が古い施設を取り壊すのではなく長期的に必要となる施設と将来的に不要となる施設を戦略的に峻別（施設のトリアージ）し、保有面積の抑制や真に必要性の高いものから長寿命化のライフサイクルへの転換を図り、ストックの最適化を行うよう促す。

(5) 維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援

- 文部科学省は、各国立大学法人等が施設の維持管理・更新にあたり、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じた民間の創意工夫を取り入れることの検討・導入が進むよう支援する。
- 具体的には、施設の老朽化等に対応しつつ、効率的かつ良好な公的サービスの提供を実現するため、包括的民間委託や維持管理に特化したPFI等を導入する際のガイドラインの作成・周知を行う。
- また、引き続き、各国立大学法人等の多様なPPP/PFIの検討段階を支援することで、先導的な事業の収集・分析を行い、その成果を発信・普及する。

~~（2）行動計画・個別施設計画の策定~~

~~○ 国立大学法人等における管理施設の計画的な修繕・改修等を図るため、文部科学省は各国立大学法人等に対して、平成28年度までのできるだけ早い時期に行動計画を、平成32年度までに個別施設計画を策定するよう促す。~~

~~○ なお、文部科学省では、従前、国立大学法人等施設整備5か年計画において、老朽施設の計画的な改善や、キャンパスマスタープランの策定において、施設の長寿命化等に関する考え方を定めるよう推進しており、各国立大学法人等において策定している施設~~

~~整備計画、修繕計画等に、インフラ長寿命化のための行動計画・個別施設計画と同種・類似の内容を含む場合、インフラ長寿命化基本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じて適切な機会に内容の充実を図るなどの工夫により、既存の施設整備計画、修繕計画等を行動計画・個別施設計画に代替することができるものとする。~~

~~（３）対策の着実な実施~~

~~○ 文部科学省は、各国立大学法人等に対して、上記（２）の個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。~~

~~（４）予算管理~~

~~○ 老朽化した膨大な管理施設を良好な状態に保つためには、施設の長寿命化に係るメンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが重要である。~~

~~○ 文部科学省においては、各国立大学法人等が行動計画・個別施設計画等に基づいた管理施設の長寿命化のための取組を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。~~

2. メンテナンスサイクル構築の円滑な実施に向けた環境整備

（１）指針・手引の策定

○ 文部科学省は、~~点検・診断~~、行動計画・個別施設計画の策定、~~修繕・改修~~等の各プロセスで活用できる指針・手引を引き続き充実させ、各国立大学法人等におけるメンテナンスサイクルの構築を支援する。

【国立大学法人等施設の維持管理等に関する指針・手引】

~~〈点検・診断〉~~

- ~~・「国立文教施設保全指針」（平成12年3月—文部省大臣官房文教施設部）—
—施設の維持管理にあたり配慮すべき基本的事項を示した指針~~
- ~~・「大学施設の性能評価システム」²⁴（平成23年3月—文教施設研究センター）—
—建物各部の老朽状況や教育研究基盤機能などの五つの評価指標により施設の状態を総合的に判断する手法を示した手引~~
- ~~・「国立大学等施設設計指針」²⁵（平成26年7月改訂文部省大臣官房文教施設企画部）—~~

²⁴ ~~<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/hyoukasystem1.pdf> 参照。~~

²⁵ ~~http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/eizen/1349007.htm 参照。~~

~~施設の機能面の点検・診断やその結果を改修等へ反映させる際に参照できる、施設を設計する際の基本的考え方や留意事項を示した指針~~

<行動計画・個別施設計画の策定>

- ・「国立大学法人等施設整備5か年計画」²⁶（平成13年度～ 文部科学大臣決定）
- ・「国立大学等キャンパス計画指針」²⁷（平成25年9月 文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- ~~国立大学法人等が行動計画・個別施設計画を検討、策定する際に参照、考慮が必要な、施設整備の中長期的な方針やキャンパス計画策定のための指針~~
- ・「国立大学法人等施設LCC算定ソフト」（平成23年6月 文部科学省）
- ~~ライフサイクルコストの計算により修繕・改修等の概要額を簡易に算定するソフト~~
- ・「国立大学法人等施設の長寿命化に向けて」（平成31年3月 国立大学法人等施設の長寿命化に向けたライフサイクルの最適化に関する検討会）
- ・「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）における留意点について」（令和2年3月 文部科学省文教施設企画・防災部）

<施設マネジメントに関する報告書>

- ・「大学経営に求められる施設戦略～施設マネジメントが教育研究基盤を強化する～」（平成27年3月 国立大学等施設の総合的なマネジメントに関する検討会）

<施設マネジメントに関する事例集>

- ・ 大学経営に求められる施設戦略 先進的・効果的な施設マネジメントの実践事例
－「計画的な修繕と財源確保」と「既存スペースの再配分」－（平成27年10月 文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- ・ 大学経営に求められる施設戦略 先進的・効果的な施設マネジメントの実践事例
－「全学的な体制による施設マネジメントの推進」－（平成29年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- ・ 戦略的な施設マネジメント実践事例集2019（令和2年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

~~上記のほか、各種事例集において、上記内容に関する先進事例の取組を紹介している。~~

²⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318409.htm 参照。

²⁷ ~~http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1330802.htm 参照。~~

また、平成27年3月に取りまとめられた国立大学法人等における施設マネジメントの推進に関する報告書「大学経営に求められる施設戦略～施設マネジメントが教育研究基盤を強化する～」⁴（国立大学等施設の総合的なマネジメントに関する検討会）においても、点検・診断及び計画に基づく修繕・改修等の実施の必要性や、具体的な取組事例を紹介している。

（２）体制の構築

- 老朽化対策の実施に当たっては、施設マネジメントをトップマネジメントとして制度的・組織的に位置づけ、経営層のリーダーシップによる全学的体制で実施する必要がある。また、部局の枠を越えた横断的な実務体制を構築するとともに、学内会議等において学内の合意形成を図り、実効性のある取組を進めることが必要である。また、職員体制や実務に係るコスト等を踏まえ、必要に応じ、アウトソーシングにより民間のノウハウを活用する等、効率化を図りつつ実施体制を充実することが重要である。このため、文部科学省は、各国立大学法人等に対して、体制の構築に向けた取組を行うように促す。

（３）情報基盤の整備及び活用

- 施設の総量最適化と重点的な整備を行うためには、施設の劣化状況やリスク、改修や修繕の履歴と費用、教育研究ニーズへの適応状況等の情報を一元的にデータベース化するなど、全学的な情報として把握・分析し活用することが必要である。その際、施設の劣化状況や財政状況等の定量的なデータと教育研究ニーズ等の定性的な評価を合わせて把握・分析することが重要である。このため、文部科学省は、各国立大学法人等に対して、情報基盤の整備及び活用に向けた取組を行うように促す。
- また、策定された個別施設計画等は、維持管理・更新の必要性について、教職員、学生、地域住民及び多様なステークホルダーへの理解を促進するために、積極的に公表し、情報共有を図ることが重要であり、文部科学省は、各国立大学法人等に対して、計画の公表を行うよう促す。

§ 3. 独立行政法人管理施設

1. ~~各設置者におけるメンテナンスサイクル構築の推進取組への支援~~

(1) ~~メンテナンスサイクルの着実な実施点検・診断の着実な実施~~

- 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、当該法人の管理施設の長寿命化を進めていく上での基礎となる点検・診断を今後とも着実に実施し、行動計画・個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に、修繕・改修などの対策を取り組むようするよう、引き続き、必要な指導・助言を行う。

~~○ 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、上記(2)の行動計画・個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に、修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。~~

- また、文部科学省は、各施設運営型法人における管理施設の維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、予算の平準化の取組を促進するとともに、各法人が個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、引き続き、必要な予算の安定的な確保に努める。

(2) 予防保全型の老朽化対策への転換

- 文部科学省は、各施設運営型法人が管理施設の点検・診断を着実に実施し、点検・診断の結果に基づいて、老朽化等による施設の致命的な損傷の発現前に、適時に計画的な修繕・改修等を実施できるよう、ノウハウの提供を行う。

(3-2) ~~行動計画・個別施設計画の内容充実や適時の見直し~~

- 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、策定した個別施設計画について、機能向上等の整備需要を計画に盛り込み、内容の充実を行うことや点検・診断の結果等を踏まえた計画の見直しを適時に行い、計画の内容を充実するよう促す。

(4) 維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入支援

- 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、施設の維持管理・更新の実施にあたっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じた民間の創意工夫を取り入れることの検討が進むように、文教施設における優良事例等の周知を行う。
- また、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」²⁸に基づく各

²⁸ https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html 参照。

法人の方針に則り、新たに施設整備事業等を行う場合にはPPP／PFIの導入の検討を行うように促す。

~~文部科学省は、各施設運営型法人に対して、当該法人の管理施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図り、計画的な修繕・改修等を推進するため、平成28年度までのできるだけ早い時期に行動計画を、平成32年度までに個別施設計画を策定するよう促す。~~

~~○ なお、法人における既存の修繕計画等が、行動計画・個別施設計画と同種・類似の計画の場合は、当分の間、当該修繕計画等により代替することが基本計画上認められているが、その場合でも、同計画の更新の際など適切な機会を捉え、基本計画の趣旨を踏まえて必要な見直しを行うよう促す。~~

~~（3）対策の着実な実施~~

~~○ 文部科学省は、各施設運営型法人に対して、上記（2）の行動計画・個別施設計画に基づき、計画的かつ着実に、修繕・改修等の対策に取り組むよう促す。~~

~~（4）予算管理~~

~~○ 文部科学省は、各施設運営型法人における管理施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化の取組を促進するとともに、各法人が個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。~~

§ 4. 文部科学省管理施設

1. 文部科学省におけるメンテナンスサイクル構築の取組

(1) ~~メンテナンスサイクルの着実な実施点検・診断の着実な実施~~

- 文部科学省は、引き続き、自らが管理する施設の長寿命化を進めていく上での基礎となる点検・診断を、法令等に基づき着実に実施する。
- ~~上記(2)の個別施設計画に基づき、引き続き、管理施設の修繕・改修等の対策を~~計画的に取り組む。
- ~~メンテナンスサイクルの着実な実施を通じて、上記(1)～(3)を通じ、施設に係るトータルコストの縮減、予算の平準化に努めるとともに、個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。~~

(2) 予防保全型の老朽化対策への転換

- 官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) などを活用することで、常に最適な予防保全計画による老朽化対策を図る。

(3-2) 個別施設計画の内容充実や適時の見直し策定

- 文部科学省が管理する施設においては、新たに完成した施設を除き、すべての施設において個別施設計画を策定している。新たに完成した施設についても、早急に計画を策定する。
- 策定した個別施設計画について、機能向上等の整備需要を計画に盛り込み、内容の充実を行うことや点検・診断の結果等を踏まえた計画の見直しを適時に行う—~~これまでも修繕計画の策定等により計画的な対応を行ってきたところであるが、今後は、「官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定の手引き」(平成26年7月18日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ)に基づき、平成28年度までに、これまでの計画を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」の活用等により、官庁施設の個別施設計画である「中長期保全計画」及び「保全台帳」に高度化していく。~~。なお、中央合同庁舎第7号館については、PFI事業の契約時点で事業者が策定した中長期計画等に基づいた維持管理が行われているが、引き続き、事業者に対して、状況に応じた計画の見直し等、適切な事業実施を求めていく。

(4) 維持管理を含めたPPP/PFIなどの官民連携手法の導入

- 文部科学省が策定している優先的検討規定に基づき、管理施設の維持管理・更新を行う場合には、引き続き、PPP/PFIの導入の検討を行う。

~~（３）対策の着実な実施~~

- ~~○ 上記（２）の個別施設計画に基づき、引き続き、管理施設の修繕・改修等の対策に計画的に取り組む。~~

~~（４）予算管理~~

- ~~○ 上記（１）～（３）を通じ、施設に係るトータルコストの縮減、予算の平準化に努めるとともに、個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。~~
-

§ 5. 新技術の開発・導入

(1) 新技術の開発

- 我が国の強みを生かしつつ、弱みを克服して「全体最適な経済社会構造」を柔軟かつ自律的に見出す社会を創造することを目的に策定された「総合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)」では、災害時に備えた事前防災・減災対策、あるいは持続的な国民生活の安全・安心の確保の観点から、公共インフラの着実な維持管理等による健全性の確保に向け、公共インフラの点検・診断及び措置に係る技術開発を推進することとされている。我が国が抱える課題に科学技術イノベーションが貢献すべき全体像を取りまとめた「科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)」において、「世界に先駆けた次世代インフラの整備」も取り組むべき課題として位置づけられ、近年の財政状況の中で維持管理等にかかる費用の低コスト化を図るため、「自動点検技術・無人点検技術等の高度化・コスト低減」、「インフラの補修・更新技術の普及及び耐久性向上技術の開発」等が2030年頃において達成しておくべき姿とされている。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)」においても今般の新型コロナウイルス感染症拡大は、デジタル化のパラダイムシフトともいべき大きな変化をもたらしており、社会全体のデジタルトランスフォーメーションの実装を加速する中で、人工知能(AI)等の新技術の導入を積極的に推進していくことが求められている。
- 文部科学省においては、以上の政府全体の方針を踏まえ、効果的・効率的なインフラ維持管理・更新等を実現する上で高度化が必要とされる、点検・診断技術、補修・更新技術や新規構造材料等の研究開発を推進する。また、これらの研究開発において成果が得られた際には、広報、普及啓発を積極的に行う。

(2) 新技術の導入

- 現場への導入段階に至った建築物に関する新技術や手法について、関係省庁と連携しつつ、対象施設の各設置者に周知するなど、その導入の推進に努める。

VII.VI. 中長期的なコストの見通し

- インフラの維持管理等に係るトータルコストの縮減を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、これを一つの目安として戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要であり、公立文教施設について、文部科学省は効率化の効果を含めたインフラ維持管理更新費の見通しを公表している。ある。
- 今後、しかし、各設置者における実態が十分に把握の進捗やされていない施設もあり、物価の変動、また、今後開発・導入される新技術の開発や予防保全対策等による等の進捗により、インフラ維持管理更新費についても変化することに留意しつつ、費用等低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。必要に応じて、適宜見直しについて検討する。
- このため、今後、各設置者により策定される個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握して、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの見通しを精査する必要がある。

VII.VII. フォローアップ

- 本行動計画の取組を着実なものとするため、各設置者における行動計画・個別施設計画の検討・策定状況、点検・診断及び必要な修繕等の実施状況の把握を行いに努め、取組進捗が遅れている設置者については、その課題を整理し、その解決に向けて取組を必要な支援を実施する。

¹老朽化対策としての改修は、経年により通常発生する建物の損耗や機能低下に対する復旧工事を指す。バリアフリー化や省エネ化など現代の社会的要請に応じた改修等を実施することもある。建物全体の耐震性能（Is 値）の向上を目的とした耐震改修と異なる。

²建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長を、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

³http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_al2.htm 参照。

⁴http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/030/toushin/1355946.htm 参照。